

裁判のIT化に関する法制度の報告書

令和4年2月15日

TMI総合法律事務所

はじめに

日本における裁判の IT 化は、2020 年から運用の開始された「ウェブ会議等を活用した争点整理」によって、本格的に第一歩を歩みだした。そして、報道によれば、民事裁判の全面的な IT 化を実現するために、法務省が民事訴訟法などを改正する改正案を 2022 年の国会に提出するとされている。改正案では、訴状はインターネット上で提出できるようになり、弁護士はオンラインでの提出が義務化されると言われている。また、ウェブ会議による口頭弁論が可能となったり、判決を電子データで作成し、オンラインで交付することも可能となったりするようである。仮に、この改正案が成立すれば、紙を中心とした日本の民事裁判が、大きな転換点をむかえることとなる。

諸外国における裁判の IT 化の状況に目を向けると、日本の裁判の IT 化は、大きく遅れをとっているといえる。米国では、1990 年代から訴状のオンラインでの提出が始まっており、イギリスでも 2015 年から訴状のオンラインでの提出が認められるようになっている。また、アジアと比べても、シンガポールでは既に 1998 年からウェブシステムが導入されており、裁判書類のオンラインでの提出が可能となっているほか、韓国でも 2011 年から民事訴訟での電子訴訟が開始されており、日本と比べて、裁判の IT 化が進んでいることが明らかである。

そこで、本報告書では、今後、日本の裁判の IT 化において参考とするべく、中国、韓国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、イギリスの合計 10 か国の裁判の IT 化の状況を調査し、報告することとした。これらの国の中には、日本の裁判と比べてもさほど IT 化が進んでいるといえない国もあるが、現時点での諸外国での裁判の IT 化の状況を把握する意義があるものと考えている。また、日本において裁判の IT 化が議論される際には、「e 提出」「e 事件管理」「e 法廷」の 3 分類に従って議論されることが一般的であるため、本報告書において各国の調査を行うにあたってもこの 3 分類に基づいて調査を行うこととした。

本報告書が、今後の日本の裁判の IT 化を検討するにあたって少しでも役に立てば幸いである。

TMI 総合法律事務所 弁護士 戸田謙太郎 弁護士 小林 佑輔 弁護士 福岡 大河

本報告書の性格

本報告書は、世界 10 か国の裁判の IT 化の状況等を調査する目的で、当事務所が貴所から 依頼を受けて実施した調査(以下「**本調査**」という) につき、令和 4 年 2 月 15 日(以下「**本調査**基準日」という) 時点で判明している結果について報告するものである。

本調査及び本報告書の作成は、下表に記載の TMI 総合法律事務所所属の弁護士並びに韓国 及びフィリピンの法律事務所の弁護士により行われたものである。

担当	弁護士名・所属*
	戸田謙太郎(東京オフィス)
監修	小林佑輔(東京オフィス)
	福岡大河(東京オフィス)
中国	包城偉豊(北京オフィス)
韓国	沈教俊(法務法人律村)**
シンガポール	関川裕 (シンガポールオフィス)
マレーシア	梅田宏康(シンガポールオフィス)
インドネシア	梅田宏康(シンガポールオフィス)
フィリピン	團雅生(フィリピン現地デスク)
	生駒大典(東京オフィス)
	協力:Puyat Jacinto & Santos(PJS 法律事務所)***
タイ	高祖大樹(バンコクオフィス)
ベトナム	小林亮 (ホーチミンオフィス)
カンボジア	永田有吾 (プノンペンオフィス)
イギリス	絹川健一(ロンドンオフィス)
	工藤明弘(ロンドンオフィス)

- * 所属オフィス名又は現地デスク名のみ記載の弁護士はいずれも TMI 総合法律事務所所属の弁護士である。
- ** 韓国の法律事務所である法務法人律村に所属する韓国法の弁護士である。
- *** フィリピン共和国メトロマニラに所在する法律事務所である。

目次

第1	中	'国	1
	1	中国における裁判の IT 化に関する概説	1
	2	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	4
	3	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	6
	4	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	9
	5	中国における裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	11
	6	中国における裁判の IT 化と統計システムの連携状況	11
	7	日本との比較	12
第2	草	學国	14
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	14
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	27
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	31
	4	韓国における裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	34
	5	韓国における裁判の IT 化と統計システムの連携状況	35
	6	日本との比較	35
第3	シ	ンガポール	37
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	37
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	40
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	43
	4	シンガポールにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	44
	5	シンガポールにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	45
	6	日本との比較	45
第4	7	アレーシア	47
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	47
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	52
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	54
	4	マレーシアにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	55
	5	マレーシアにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	56
	6	日本との比較	56
第5	イ	'ンドネシア	
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	57
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	60

	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	63
	4	インドネシアにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	63
	5	インドネシアにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	64
	6	日本との比較	64
第6	フィ	イリピン	65
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	65
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	69
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	73
	4	フィリピンにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	75
	5	フィリピンにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	76
	6	日本との比較	76
第7	タ	イ	78
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	78
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	86
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	92
	4	タイにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	93
	5	タイにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	93
	6	日本との比較	94
第8	ベ	トナム	95
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	95
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	97
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	99
	4	ベトナムにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	. 101
	5	ベトナムにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	. 101
	6	日本との比較	. 101
第9	カ	ンボジア	. 102
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	. 102
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	. 103
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	. 109
	4	カンボジアにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	. 110
	5	カンボジアにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	. 112
	6	日本との比較	. 114
第 10	1	'ギリス	. 115
	1	裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況	. 115
	2	裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況	. 120
	3	裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況	. 126

4	イギリスにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響	. 131
5	イギリスにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況	. 133
6	日本との比較	. 134

第1 中国

1 中国における裁判の IT 化に関する概説

中国においては、2017年に浙江省杭州市において、中国全土で初めてインターネット法院が、その後 2018年に北京市及び広東省広州市にもそれぞれインターネット法院が設立され、本調査基準日時点において中国全土で3つのインターネット法院が置かれている」。

インターネット法院とは、案件の受理、送達、和解、証拠交換、期日前準備、法廷審理、判決等、訴えの提起から執行までの全ての裁判プロセスを原則として全てオンラインで完結させる審理方法を採用する裁判所であるが²、これらが管轄する紛争類型は一定の限定がされており、また、利用が可能な審級も第一審に限定されていた³。

その後 2019 年 12 月に全国人民代表大会常務委員会が、「最高人民法院に、一部地区において民事訴訟手続きの簡易化分流改革試験業務の授権をすることに関する決定」 *を公布、施行したことを受け、2020 年 1 月に最高人民法院は「民事訴訟プロセスの簡易化改革試験方案」 *及び「民事訴訟プロセスの簡易化改革試験実施弁法」 *を公布、施行し、その中で、一部の地域、階級の人民法院での試験実施を通じて、

² インターネット裁判所の案件審理に関する若干問題の規定(关于互联网法院审理案件若干问题的规 定、以下「**本規定**」という)1条

^{1 「}法院」とは裁判所のことをいう。

³ 本規定2条。具体的には、各インターネット裁判所の所在市において発生した、以下の紛争に係る、 基層人民法院が受理すべき第一審とされている。

[•] 電子商取引プラットフォームを通じて締結され、又は履行されるインターネットショッピング契約 に関連して生じた紛争

契約の締結、履行のいずれもインターネット上で完結するネットワークサービス契約に関する紛争

契約の締結、履行のいずれもインターネット上で完結するローン契約、少額ローン契約に関する紛争

インターネット上で最初に公表された作品の著作権又は隣接権の帰属に関する紛争

[•] インターネット上における、オンラインで公表又は公衆送信されている作品の著作権又は隣接権の 侵害に関する紛争

[•] インターネットドメインの帰属、侵害及び契約に関する紛争

[•] インターネット上での他人の人身権、財産権等の民事権益に関する紛争

[•] 電子商取引プラットフォームを通じて購入した商品に瑕疵があったことにより、他人の人身、財産権益を侵害する製造物責任に関する紛争

検察機関が提起するインターネット公益訴訟案件

[•] 行政機関によるインターネット情報サービス管理、インターネット商品取引及びサービス管理等の 行政行為により生じた行政紛争

[•] 上級人民法院が管轄を指定したその他のインターネット関連の民事、行政案件

^{4 「}关于授权最高人民法院在部分地区开展民事诉讼程序繁简分流改革试点工作的决定」

^{5 「}民事诉讼程序繁简分流改革试点方案」

^{6 「}民事诉讼程序繁简分流改革试点实施办法」

オンラインプラットフォームを通じた訴訟に係る規則を制定することが最高人民 法院の業務として掲げられた。

しかし、その後、新型コロナウイルスが流行したことにより、裁判手続の正常な運営が困難となったことを受け、2020年2月に最高人民法院は「新型コロナウイルス性肺炎防疫期間におけるオンライン訴訟業務の強化及び規範に関する通知」でを公布、施行し、その中で全国各級の人民法院において裁判手続きのオンライン化を導入すべきことを推奨し、全国の各人民法院でオンラインでの訴訟手続導入が一気に加速した。

その後 2021 年 8 月 1 日に最高人民法院の制定した「人民法院オンライン訴訟規則」 (以下「**本規則**」という) *が施行され、全国各級におけるオンライン訴訟に関する 統一的なルールが整備されたこととなる。

現状、全国各級の人民法院においては、電子訴訟プラットフォーム(以下「**訴訟プラットフォーム**」という)を通じて、案件の立案、調解⁹、証拠交換、質問、審理、送達等の全部又は一部のプロセスを行うことができるようになっている¹⁹。



「上海市の訴訟プラットフォーム」11 12

[&]quot;「关于新冠肺炎疫情防控期间加强和规范在线诉讼工作的通知」

^{8 「}人民法院在线诉讼规则」

^{9 「}調解」とは、裁判所や調停委員会等の中立的第三者を介した和解をいう。

¹⁰ 本規則1条1項

¹¹ https://www.hshfy.sh.cn/shwfy/ssfww/

¹² なお、訴訟プラットフォームは、中国全国共通のものではなく、都市、地方ごとに異なるプラットフォームが構築されている。

(土) 上海法院诉讼服务网

网上立案

律师网上立室须知

欢迎使用上海法院律师网上立案平台,操作前请认真阅读以下提示:

- 本服务平台提供一站式立案服务,申请人可通过本平台提交立案申请、进行网上缴费、接收法官意见和立案通知,与立案法官沟通,足不出户便可完成立案事项,省却往返法院立案窗口办理立案手续的不便。
- 2. 申请网上立案应当遵循诚实信用原则,申请人应对上传材料的合法性、真实性负责。
- 3. 申请人申请网上立案的案件限于本人及本人代理的案件。
- 4. 网上立案的范围为就一审普通民事、商事、知识产权、行政、刑事自诉、破产申请立案,以及就法院生效裁判文书提出的申请执行
- 5. 需要提交的诉讼材料包括主体身份信息证明、委托代理权限证明、诉状(申请书)、证据等。 诉讼材料均应以电子文本、扫描件等通过网络在线提交,提交的诉讼材料须完整、清晰。
- 6. 根据网络提交的相关材料无法确认是否符合立案受理条件的,申请人应根据立案法官的提示,携带相关材料到法院立案窗口,由立案法官直接当面核实材料,决定是否立案。
- 7. 立案法官回复同意立案的,申请人应按指定期限缴纳诉讼费。交款人可使用随申办、微信、支付宝、付费通等支付系统扫描缴费通 知书二维码网上缴费并下载电子票据。未按时缴纳的,视为撤回申请。
- 8. 经网上立案后,不再收取纸质诉状;申请执行案件不预收执行费。
- 9. 经受送达人同意,法院将同时通过中国审判流程信息公开网、网页版上海移动微法院、"12368" 微信公众号、上海移动微法院小程序、"一网通办"诉讼服务、"随申办市民云app"诉讼服务等平台电子送达诉讼文书。
- ●我已认真阅读并同意上述条款。
- ○我不同意上述条款。

本規則により、訴訟プラットフォームを通じたオンライン訴訟を行うことが可能な 紛争類型は以下のとおりとなっており、また、上訴や再審もオンラインで行うこと が可能とされた¹³。これによって広範な案件についてオンライン訴訟を利用することが可能となったといえる。

オンライン訴訟を行うことが可能な紛争類型

- 民事、行政訴訟
- 刑事迅速裁判手続案件、減刑・仮釈放案件、及びその他特殊な原因によりオフラインでの審理を することが適当でない刑事案件
- 民事特別手続、特別手続、破産手続、及び非訟執行審査案件
- 民事、行政の執行案件及び刑事事件における附帯民事訴訟の執行案件¹⁴
- その他、オンラインでの審理方法を採用することが適当な案件

オンライン訴訟を行うにあたっては、人民法院は原則として当事者からオンライン 訴訟を行うことに対する同意を取得しなければならないが、当事者の意思表示に応 じて以下のとおり対応をすることが可能となっている¹⁵。

事由	対応
当事者が自らオンライン訴訟を選択した場合	人民法院が改めて同意を取得することは不要であ
	り、直接オンライン訴訟が行われる。
各当事者がオンライン訴訟に同意した場合	オンライン訴訟が行われる。
一部の当事者がオンライン訴訟に同意しなかっ	同意をした当事者はオンラインでの訴訟を、同意

¹³ 本規則9条3項

で当該損害の賠償等を請求することを内容として提起する民事訴訟をいう(中国刑事訴訟法 101 条 1項)。

14「附帯民事訴訟」とは、被告人の犯罪行為によって物的損害を被った被害者が、刑事訴訟手続きの中

¹⁵ 本規則4条

た場合	しなかった当事者はオフラインでの訴訟を行う。
当事者が一部の訴訟プロセスについて選択した	人民法院は、その他の訴訟プロセスについてもオ
場合又は同意した場合	ンラインにて進行することに同意したと推定して
	はならない。

2 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

当事者は、前述の訴訟プラットフォームを通じて証拠を提出することが可能である。

イ 根拠法令及びその内容

本規則 11 条に基づき、当事者は、オフラインの訴訟文書、証拠をスキャン、撮影、ダビング等の方法によって電子化処理し、これを訴訟プラットフォームにアップロードすることができる。また、証拠が電子データで、且つ訴訟プラットフォームと、当該電子データを保存しているプラットフォームとがリンク、連動している場合には、当事者は当該電子データを訴訟プラットフォームに提出することができる。

もし、当事者が資料を電子化することが困難な場合には、人民法院はオフラインで 証拠を電子化して訴訟プラットフォームにアップロードする作業につき当事者を 補助するものとする。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

当事者がオンラインで訴訟資料を提出し、裁判所が訴えの提起に必要な要件を満たすと判断する場合には、案件として立件され、訴訟費用納付通知書を含む訴訟関連文書が発送される¹⁶。

¹⁶ 訴訟費用納付通知書のほか、案件受理通知書、立証通知書といった書類も発送される。

実際には、訴訟プラットフォーム上で登録された連絡方法(電子メール、SMS、ファックス、メッセンジャーアプリ)を通じて、訴訟費用納付通知書が送付され、オンラインで決済すること(例えば We Chat Pay や Ali Pay など)も、銀行で支払いをすることも可能である。



「上海市の訴訟プラットフォームにおける電子納付案内ページ] 17

イ 根拠法令及びその内容

この点は、各人民法院がそれぞれ本規則に基づく個別の規程を置いているため、統一的な規程はない。例えば、蘇州法院電子訴訟規則(試行)¹⁸においては、当事者は訴訟費用通知書を受領後、その要求に従ってネット決済ツールを使用してオンラインで訴訟費用を支払うべきことが定められている¹⁹。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

https://www.hshfy.sh.cn/shwfy/ssfww/ssfjn.jsp

^{18「}苏州法院电子诉讼规则(试行)」

¹⁹ 蘇州法院電子訴訟規則(試行)25条1項

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

訴訟プラットフォームを通じて提出された訴訟記録は、プラットフォーム上に記録 されている。

イ 根拠法令及びその内容

本規則 35 条 1 項に基づき、オンライン訴訟を適用する案件について、人民法院は 技術手段を用いて電子記録を作成し、電子文書を形成するものとする。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

3 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

前述 2. (3) のとおり、訴訟プラットフォームを通じて提出された訴訟記録は、いずれもプラットフォーム上に記録されており、当事者はこれにアクセスし、閲覧、ダウンロードをすることも可能である。

個別の事案における訴訟記録のダウンロード画面は以下のとおりである。



[期日調書のダウンロード画面]

[判決のダウンロード画面]



イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、訴訟関係資料へのオンラインアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

通常、開廷期日については人民法院から一方的に指定され、必要に応じて日程の調整がされる運用となっている²⁰。この点、特段オンライン訴訟においても特有の手続は存在しないが、今後訴訟プラットフォームにおいて日程の調整が実装されることも期待される。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、オンラインによる日程調整について法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

当該訴訟が公開される場合、開廷場所、開廷期日についても公告され、誰でもアクセスすることが可能である。ただし、国家秘密や個人のプライバシーに及ぶ場合又はその他法令が定める場合、当該訴訟は公開されない。

イ 根拠法令及びその内容

(ア) 民事訴訟法 134条1項、136条

審理を公開する場合、当事者の氏名、事件名、開廷日時、開廷場所を公告する。

²⁰ もっとも、実際には指定された開廷日では代理人や当事者の都合が合わないといった場合には、事前に代理人や当事者と協議のうえ日程を調整することも行われており、また、近時は開廷日の指定がなされる前に事前に代理人や当事者に開廷日の調整の連絡が人民法院から来ることもある。この点は、各地方、人民法院によって運用に若干の差異はあるため、全国で一律のものではない。

(イ) 本規則27条1項

オンラインでの審理を行う場合、法律及び司法解釈の関連規定に基づき、審理活動 を公開する。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

4 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

オンライン訴訟を行う場合、証拠意見の提出、審理、証人尋問や鑑定人等の出廷についてもビデオ通話を通じて行うことができる。審理については、人民法院は当事者の意向、案件状況、社会的な影響、技術的な条件等を踏まえ、ビデオ会議システムを通じてオンラインにて審理を行うこととされているが、以下の場合にはオンラインでの審理を行ってはならないとされている²¹。

- 各当事者がいずれもオンラインでの審理に対して不同意である場合、又は一 方の当事者が不同意であり且つ正当な理由がある場合
- 各当事者がいずれもオンラインでの審理に参加する技術的条件と能力を具備 していない場合
- 現場において身分の解明、原本、実物の確認が必要な場合
- 案件が複雑、証拠が膨大で、オンラインでの審理を行うことが事実解明及び 法律の適用にとって適当でない場合
- 案件が国家安全、国家秘密に及ぶ場合
- 案件が重大な社会的影響を有しており、広範な注目を受ける場合
- その他人民法院がオンラインでの審理をすべきでないと判断する場合

オンラインでの審理を行う場合、訴訟プラットフォームからオンライン法廷にアクセスする形式となり、特段 Zoom や Teams といった特定のアプリケーションが使用されるわけではない。

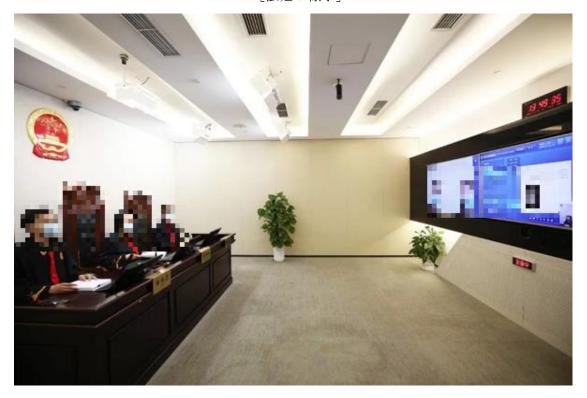
-

²¹ 本規則 21 条 1 項

[人民法院のウェブサイトにて公開、中継されている審理の様子]22



[法廷の様子]



²² https://tingshen.court.gov.cn/live

イ 根拠法令及びその内容

(ア) 本規則 14条2項

各当事者が同時にオンラインでの証拠交換を選択した場合、人民法院の指定する時間に訴訟プラットフォームにログインし、ビデオ通話又はその他の方法により、既に訴訟プラットフォームにアップロードされた証拠資料又はオフラインで送達された証拠資料の副本に対し、集中的に証拠意見を発表するものとする。

(イ) 本規則 26条

証人がオンラインでの方法で出廷することを選択した場合、人民法院は指定のオンライン出廷場所の指定、オンライン証言室の設置等の方法により、証人が案件審理の傍聴をしないこと及び証言内容について第三者から干渉を受けないことを保証するものとする。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

5 中国における裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

前述1のとおりである。

(2) 他国からの影響

特段他国からの影響を受けたという情報は見当たらない。

6 中国における裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

現在、中国においては民事、刑事、行政事件等を問わず、裁判文書がオンライン上

で公開されているほか²³、係属中の案件の進捗状況についてもオンライン上で公開 されている²⁴。

これらのウェブサイト、データベースと、各人民法院の設置する訴訟プラットフォームとがどこまでリンク、接続されているかについては明らかではないが、少なくとも近時は案件の立案から判決に至るプロセスが IT 化されたことに伴い、比較的タイムリーに最新の情報をウェブサイト上から確認することができるようになっているといえる(無論、全ての地方の人民法院において IT 化に問題なく対応ができているとも限らないため、完全に正確なデータがタイムリーに得られるというものではない)。

(2) 今後の見通し

係属中の案件の進捗状況に関しては、中国国内の携帯電話を保有していないと閲覧することができないため、中国国外からの閲覧は事実上一定の困難がある。しかし、 今後は中国国外からの閲覧についても開放されることを期待したい。

7 日本との比較

日本では、弁論準備手続や書面による準備手続等をオンラインで実施することができるものの、それ以外の訴訟手続については、IT 化が導入されている範囲が限定され、訴訟手続をオンラインで実施するためのプラットフォームも、支払督促手続に関する「督促手続オンラインシステム」でを除き、整備が進んでいない。これに対し、中国では、本調査基準日現在においても、訴訟の全てのプロセスを、訴訟プラットフォームを通じてオンラインで完結させることができるようになっている。したがって、この点において、中国における裁判の IT 化は、日本に比べて大きく進んでいるといえる。

また、最高人民法院は 2021 年 2 月に「越境訴訟当事者にネットワーク上での立案 サービスを提供することに関する若干規定」²⁶を公布、施行した。これは、中国国外 にいる外国人等が、ネットワークを通じて中国国内で訴訟を提起することに関する 枠組みを定めたものである。日本においてはこのように日本国外にいる者が日本国 内での訴訟を提起するための法整備を行うといった動きは特段見られないように

²³「中国裁判文书网」(https://wenshu.court.gov.cn/website/wenshu/181029CR4M5A62CH/index.html)

²⁴「中国审判流程信息公开网」(<u>https://splcgk.court.gov.cn/gzfwww/</u>)

²⁵ https://www.toku-on.courts.go.jp/GA0102.html

^{26「}关于为跨境诉讼当事人提供网上立案服务的若干规定」

思われるが、このような立法も今後の日本における裁判の IT 化を進めるにあたっては参考にすべきものと思われる。

第2 韓国

- 1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況
- (1) 主張・証拠のオンライン提出

ア現況

現行法上、民事訴訟及び憲法裁判所の審判手続における主張・証拠のオンライン提 出が認められており、活発に利用されている。他方、刑事訴訟では、道路交通法上 の飲酒運転、無免許運転等に関する一部の略式(命令)手続事件において被疑者が 同意する場合を除き、主張・証拠のオンライン提出は認められていない。例外的に 認められている略式(命令)手続事件においても、主張・証拠のオンライン提出に 係る法的根拠が設けられているにもかかわらず、実際に活用される事件は多くない。

- イ 根拠法令及びその内容
- (ア)「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」(以下「**民訴電子文書法**」という)及び「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する規則」(以下「**民訴電子規則**」という)

韓国の電子訴訟の根拠法は 2010 年 3 月 24 日に制定・公布された民訴電子文書法である。同法は 16 の条文からなるが、その主な内容を見てみると概略以下のとおりである。

まず、同法の適用範囲として、民事訴訟法をはじめとする個別の根拠法が列挙され明示されている²⁷。また、電子訴訟への同意と電子的送達を一体化させて電子文書により手続を進行することに同意した者には電子的送達を行い²⁸、その者は、必ず電子文書で書類を提出することとされている²⁹。ただし、システムに障害がある場合等においては、紙文書の提出や紙文書での送達を可能としている³⁰。一方、紙文書を電子文書に変換したり、電子文書を紙文書に変換したりする際には、正確性を担保し得る技術的措置を取ることとされており³¹、あわせて、電子文書の証拠調べ手

²⁷ 民訴電子文書法3条

²⁸ 民訴電子文書法 11 条 1 項 1 号・2 号

²⁹ 民訴電子文書法8条本文

³⁰ 民訴電子文書法8条但書、12条1項3号

³¹ 民訴電子文書法 10条4項、12条3項

続について定めている³²。また、訴訟費用の納付を電子的な方法で行うこととし³³、 民訴電子文書法に規定されている事項以外の必要な事項に関しては最高裁判所規 則(すなわち、民訴電子規則)で定めるよう委任している³⁴。

民訴電子規則では、電子訴訟を運用するための詳細な事項について規定するほか、手続ごとの電子訴訟の施行時期を法定しており、それに従い、2010年4月26日に特許訴訟、2011年5月2日に民事訴訟、2013年1月21日に家事及び行政訴訟、2013年9月16日に保全処分、2014年4月28日に倒産事件、2015年3月23日に民事執行及び非訟事件の順で電子訴訟が開始された。

一方、民訴電子文書法の制定後、「督促手続における電子文書の利用等に関する法律」の廃止に伴い、督促手続にも民訴電子文書法が適用されるようにする趣旨の改正 (2014年5月20日付民訴電子文書法改正) がなされ、また、公認認証書の廃止に伴い、公認電子署名を電子署名に変更する趣旨の改正 (2020年6月9日付民訴電子文書法改正) がなされたが、その他は制定当時の民訴電子文書法の骨子がほぼそのまま維持されている。

民訴電子文書法及び民訴電子規則の基本的な内容をより詳細に述べると、以下のと おりである。

a 電子文書の提出及び電子署名

当事者、法定代理人、訴訟代理人及び各種参加人、証人、鑑定人等の民訴電子規則に定める者は、民事訴訟において裁判所に提出する書類(訴状を含む)を電算情報処理システムを利用して電子文書で提出することができるが35、当事者等は、電子訴訟システムによって構築されたインターネット活用空間である「電子訴訟ホームページ」36を利用して電子文書を提出することになる。当該「電子訴訟ホームページ」のメイン画面は、以下の画像のとおりである。

33 民訴電子文書法 15条1項

35 民訴電子文書法 5 条 1 項

³² 民訴電子文書法 13 条

³⁴ 民訴電子文書法 16 条

³⁶ 民訴電子規則 2 条 2 号。なお、「電子訴訟ホームページ」の URL は以下のとおりである。 https://ecfs.scourt.go.kr



裁判所に電子文書を提出する際に当該電子文書に電子署名をしなければならないが³⁷、「電子署名」は、当該電子文書が作成名義人により正当に作成されたことを確認できる電子形態の情報であり、当事者はその主体に応じて電子政府法による行政電子署名又は電子署名法による公認電子署名を行わなければならない³⁸。かかる電子署名は、民事訴訟等に適用され、又は準用される法令で定める署名、署名押印又は記名押印とみなされ³⁹、各種の訴訟法規で定める署名押印等の要件を満たすことになる。民事訴訟手続において民訴電子文書法に従い作成、提出、送達、保存する電子文書は、他の法律に特別な定めがある場合を除き、民事訴訟法で定める要件及び手続による文書とみなされ⁴⁰、これにより電子文書は訴訟法的効力が付与されることになる。このように、電子訴訟システムを利用して提出された電子文書は、電子訴訟システムに電子的に記録された時に受理されたものとみなされる⁴¹。

³⁷ 民訴電子文書法7条1項

³⁸ 民訴電子文書法7条2項

³⁹ 民訴電子文書法7条3項

⁴⁰ 民訴電子文書法5条2項

⁴¹ 民訴電子文書法9条1項

b 使用者登録及び電子訴訟への同意

電子訴訟システムの利用権限の付与を受けるためには、まず、会員の類型別⁴²に電子署名のための認証書を使用して使用者登録を行わなければならない⁴³。使用者登録は撤回することができるが⁴⁴、係属中の事件がある場合は、裁判長の許可を得なければ撤回することができない⁴⁵。

電子訴訟への同意とは、使用者登録を終えた者が電子訴訟システムを利用した民事訴訟の進行に同意することをいい、電子訴訟システムでは、当事者が当該訴訟において最初に電子文書を提出する際に電子訴訟に係る同意の手続を踏むことになっている。個別の事件について電子訴訟への同意を行うのが一般的であるが、1年の範囲において一定の期間を定め、その期間内に当事者となるすべての事件について事前に包括的な同意を行うこともできる46。

使用者登録を終えた者が電子訴訟に同意をすると、当該同意をした時点から裁判所に提出するすべての書類を電子文書で提出する義務を負うようになり⁴⁷、これにより電子訴訟へ同意した者が電子文書ではない書類、すなわち、紙の書類を裁判所に提出しようとするときは、その書類を電子文書に変換して提出しなければならない⁴⁸。もし変換せずに紙の書類をそのまま提出した場合には、その書類は提出されなかったものとみなされる⁴⁹。しかし、電子訴訟システムに障害が生じた場合又は電子文書で提出することが著しく困難である、又は適さない場合であって、民訴電子規則で定める事由がある場合には、例外的に、書類を電子文書で提出しないことが認められる⁵⁰。

電子訴訟への同意は当該事件が確定する時まで効力を有する。ただし訴訟代理人による電子訴訟への同意は当該審級においてのみ効力を有する51。電子訴訟への同意は撤回も可能であるが、撤回するには裁判長の許可が必要である52。国、地方自治

⁴² 個人、法人、弁護士、司法書士、会社更正又は破産事件の手続関係人である会員、執行官に区分される。

⁴³ 民訴電子文書法6条1項、民訴電子規則4条1項

⁴⁴ 民訴電子文書法6条2項

⁴⁵ 民訴電子規則5条2項、10条2項

⁴⁶ 民訴電子規則24条1項2号

⁴⁷ 民訴電子文書法8条

⁴⁸ 民訴電子規則 12 条 1 項

⁴⁹ 民訴電子規則 12条2項

⁵⁰ 民訴電子文書法8条但書、民訴電子規則14条、15条

⁵¹ 民訴電子規則 10 条 1 項

⁵² 民訴電子規則 10条2項

体、その他の規則で定める行政庁、公共機関等は、電子訴訟への同意を行っていなくても同意があるのと同様に電子文書の提出義務を負う⁵³。そのため、これらを電子訴訟義務者と称することもある。

電子訴訟への同意を行うと、前述のような電子文書を提出することになるだけでなく、同意の効果として電子的送達を受けることができるようになり⁵⁴、電子記録の 閲覧が可能になる⁵⁵。

電子記録事件⁵⁶において、訴訟代理人の選任、変更、解任、辞任若しくは訴訟手続の 受継その他の事由により訴訟を遂行する者が変更されたとき又は国、地方自治体等 の電子訴訟義務者等が訴訟代理人を選任したとき等の場合には、既存の電子訴訟の 進行に支障を及ぼすおそれがあるため、裁判所は、決定により新たに訴訟を遂行す る者に対し、使用者登録及び電子訴訟への同意を命ずることができる⁵⁷。 両当事者 のうち一方のみが電子訴訟に同意して電子記録事件として進行する事件において は、電子訴訟に同意しなかった者は、紙の書類を提出し、紙の書類の送達を受ける ことになるが、電子訴訟とする意義が半減し、裁判所の業務の非効率を招くことか ら、その当事者、訴訟代理人等に対し、裁判長は、使用者登録及び電子訴訟への同 意を行うよう勧告することができる⁵⁸。

(イ)「憲法裁判所法」及び「憲法裁判所の審判手続における電子文書の利用等に関する規則」(以下「**憲所電子規則**」という)

憲法裁判所の各種審判手続の当事者又は関係人は、請求書又は憲法裁判所法により提出するその他の書面を電子文書化し、これを情報通信網を利用して憲法裁判所で指定・運営する電子情報処理組織を通じて提出することができる⁵⁹。当事者等は、電子訴訟システムにより構築されたインターネット活用空間である「電子憲法裁判センター」⁶⁰を利用して電子文書を提出することになる。当該「電子憲法裁判センター」のメイン画面は以下の画像のとおりであり、基本的な電子審判手続の仕組みは、前述の民事訴訟における電子訴訟の進行内容と類似のものである。

54 民訴電子文書法 11 条 1 項

⁵³ 民訴電子規則 9条

⁵⁵ 民訴電子規則 38 条 1 項

⁵⁶ 民訴電子文書法9条及び10条に基づき訴訟記録が電子化された事件をいう。

⁵⁷ 民訴電子規則 4 条 3 項

⁵⁸ 民訴電子規則 4 条 4 項

⁵⁹ 憲法裁判所法 76 条 1 項

⁶⁰ 憲所電子規則 2 条 3 号。なお、「電子憲法裁判センター」の URL は以下のとおりである。 https://ecourt.ccourt.go.kr



(ウ)「略式手続等における電子文書の利用等に関する法律」(以下「**略式電子文書法**」という)及び「略式手続における電子文書の利用等に関する規則」(以下「**略式電子規則**」という)

略式電子文書法は、道路交通法上の飲酒運転、自動車無免許運転、原動機付自転車の無免許運転事件及び前述の事件に関連する使用者に対する両罰規定の適用事件において、被疑者が同意する場合、電子略式手続によることとしている⁶¹。ただし、これに関しては、前述のとおり実際の活用事例は多くはないようである。検察は内部組織網である「刑事司法情報システム」を、被告人は「刑事司法ポータル」⁶²を利用して裁判所に電子文書を提出することができる⁶³。当該「刑事司法ポータル」のメイン画面は以下の画像のとおりである。

⁶¹ 略式電子文書法3条1項

⁶² https://www.kics.go.kr

⁶³ 略式電子規則3条1項·2項





ウ 今後の法制度整備の見通し

刑事訴訟に関しては、2021年10月19日に「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律」が制定され、2024年10月20日に施行予定である。当該法律が実際に施行されれば、現在の民事訴訟及び憲法裁判所の審判手続と同様に、刑事訴訟事件に関しても主張・証拠のオンライン提出が活発に行われることが期待される。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

当事者は電子訴訟ホームページを通じて訴訟費用を電子的に納付することができるが、訴状を提出する際に一緒に納付することもでき、別途電子訴訟のホームページ上にある納付メニューから納付することもできる。納付方法はクレジットカード、口座振替、仮想口座(銀行から顧客ごとに、又は注文ごとに発行されるワンタイムの口座番号)への振込みの3つの方法に分けられており、印紙・送達料・保管金の納付の可否は下表のとおりである。クレジットカードと口座振替を利用する場合、一定の割合の電子納付手数料を負担しなければならないが、仮想口座への納付には手数料が発生しない。

	印紙代	送達料	保管金
クレジットカード	0	0	X
口座振替			
仮想口座	0	0	0

電子訴訟のホームページ上にある納付メニュー画面の構成は以下の画像のとおりである。



電子訴訟のホームページを通じて訴訟費用を納付すると、裁判所では裁判事務システムでこれを確認することができる。訴状や文書を審査する際に、このメニューから訴訟費用を納付しているかどうかを確認する。

イ 根拠法令及びその内容

使用登録を行った者(以下「使用登録者」という)は、印紙額等の民事訴訟等に必

要な費用及び電子訴訟システムの利用手数料をクレジットカード、口座振替等の決済方法により電子的な方法で支払うことができ⁶⁴、その利用手数料は裁判所の行政担当の長が当事者の印紙額、送達料等の費用相当額の1000分の35の範囲内において電子訴訟のホームページに公告する⁶⁵。

ウ 今後の法制度整備の見通し

民事訴訟手続については、現状維持が続くものとみられ、憲法裁判所の審判手続及 び刑事訴訟手続については、手数料等の電子納付等に関する手続規定がないため、 今後民事訴訟手続のような根拠規定等の設定が予想される。ただし、現在それに関 する具体的な動きはみられない。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

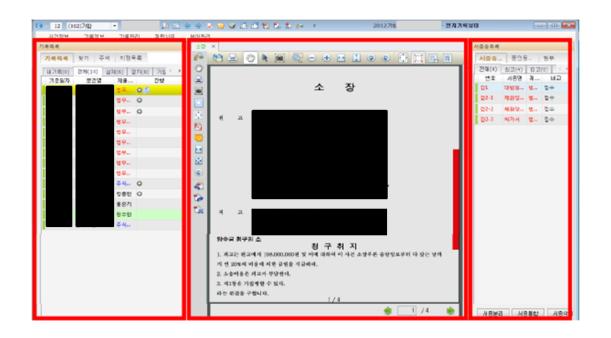
ア 現況

裁判長と裁判所事務官等の間で事件を分類して期日を指定する等の手続を進めるとともに、訴訟書類の受付事実を適時に知らせ、申立てや決定・命令を処理する等、法廷外における各種の裁判手続関連業務に関して、紙の記録や紙の書類を受け渡す作業の代わりに、裁判事務システムの「電子キャビネット」、「文書キャビネット」、「電子決裁システム」等の電子的事件管理ツールによって事件及び訴訟書類を管理し、申立てや裁判書、調書の電子署名作業を行っている。

電子訴訟において、当該裁判に係るすべての構成員は、「電子記録ビューアー」により事件記録を閲覧・検討することになるが、紙媒体の記録と異なり、時間的・空間的制約がなく、記録へのアクセスが自由である。また、記録の編成方法も多様であり、電子記録特有の様々な機能(電子付箋、注釈、検索、しおり、蛍光ペン、電子メモ等)を活用することができる。電子記録ビューアーは、電子事件を処理する上で最も広く使われるビューアーであり、基本画面の構成は以下の画像のとおりである。

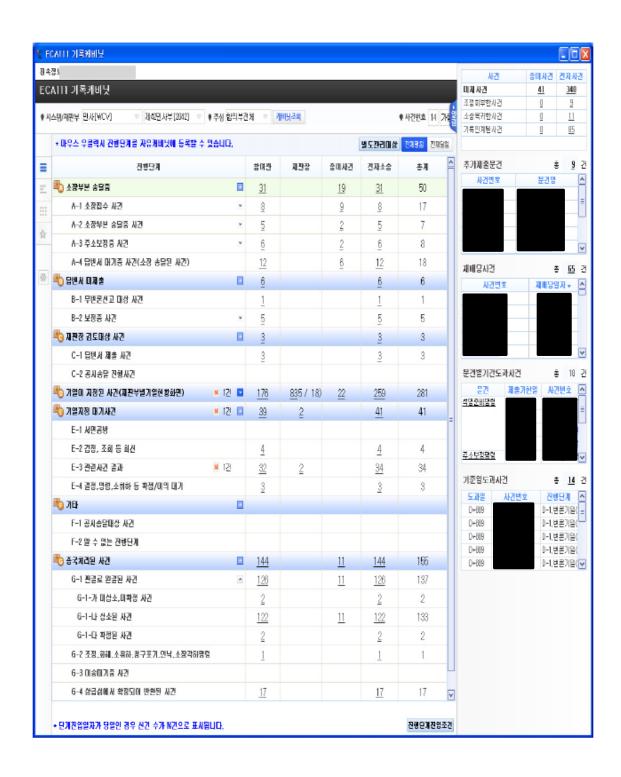
⁶⁴ 民訴電子文書法 15条1項、民訴電子規則 41条1項

⁶⁵ 民訴電子文書法 15条 2項、民訴電子規則 41条 2項



前述のビューアーのタイプを基準に説明すると、レイアウトは左側が「記録目録」、中央が「電子文書 PDF リーダー」、右側が「証拠目録」となっており、上段には「事件情報」、「記録情報」、「記録管理」、「裁判事務」、「ビューアー管理」のメニューが配置されている。電子記録ビューアーで記録を閲覧しながら、記録管理メニューの「手動編綴」、「書証転換」、「電子化の再要請」、「ファイルの書証登録」、「記録の書証登録」、「削除文書の照会」、「文書送付書」の各機能を利用して文書を整理したり、書証目録下段の「書証の分離」、「書証の統合」、「書証の削除」、「書証の修正」の各機能を利用して書証を整理することができ、裁判事務のメニューにある「電子決裁」、「決定命令の作成」、「公示送達対象の指定」の各機能を用いて主要裁判事務業務を処理することができる。電子化された文書はスキャンされると、裁判部の「文書/決裁キャビネット」の「文書分類」に件数が表示され、裁判部の参与官が「文書分類」及び「スキャン確認」を完了してはじめて電子記録ビューアーに表示される。

電子キャビネットは大きく「記録キャビネット」と「文書/決裁キャビネット」に区分されている。「記録」は事件の概念であり、「文書/決裁」は当事者が提出した文書と裁判所が作成した文書がその対象となる。記録キャビネットの基本画面の構成は以下の画像のとおりであり、当該画面は一般的な訴訟(合議・単独)の記録キャビネットにあたる。



記録キャビネットは、基本的に進行段階により区分されて管理され、基本的な区分 内容は下表のとおりである。

進行段階				
	A-1-ア 訴状審査中			
			A-1-イ-① 補正待機中	
	A-1 訴状受付事件	A-1-イ 補正中	A-1-イ-② 補正期間徒過	
			A-1-イ-③ 補正書提出	
		A-1-ウ 訴状送達待機中	(訴状審査完了)	
V =於作即+/未		A-2-ア 訴状送達中	A-2-ア-① 一般送達進行中	
A 訴状副本送 達中	A-2 訴状副本送達		A-2-ア-② 特別送達進行中	
建 中	中の事件	A-2-イ 訴状送達不能	A-2-イ-① 一般送達不能	
		A-2-7 孙扒这建个能	A-2-イ-② 特別送達不能	
	 A-3 住所補正中の	A-3-ア 住所補正待機中		
	A-3 任所補止中の 事件	A-3-イ 住所補正期間徒	<u> </u> В	
	4.11	A-3-ウ 住所補正書提出		
		事件(訴状の送達された	事件)	
B 答弁書未提	B-1 無弁論による言			
出出	B-2 補正中の事件	B-2-ア 補正待機中		
Щ	D 2 無正中の事件	B-2-イ 答弁書待機中		
C 裁判長検討対	- 象事件	C-1 答弁書提出事件		
0 级门及快门//		C-2 公示送達進行事件		
		送達、証人、一般事件)	指定事件	
D 期日が指定	D-2 調停/検証/鑑定期日指定事件			
された事件	D-3 开論準備期日指定事件			
C 4 4 7 7 11		D-4-ア 一般の言渡し		
	事件	D-4-イ 無弁論による言	渡し	
	E-1 書面攻防			
E 期日指定待	E-2 鑑定、照会等への回答			
機事件	E-3 関連事件の結果			
E-4 決定、命令、訴えの取消し等の確定/異議の待機			8の待機	
F その他	F-1 公示送達対象事件 F-2 の他 R-2 2/4/4 (2.17874) T-12 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
F-2 進行段階不明			ante III.	
	G-1 判決により完	G-1-ア 未上訴、未確定事件		
	結した事件	G-1-イ 上訴された事件		
G 終局処理さ	G-1-ワ 催足した事件			
れた事件	G-2 調停、和解、訴えの取消し、請求放棄、認諾、訴状却下命令等により完結した事			
	件 C 2 较光体操中の事件			
	G-3 移送待機中の事件			
	G-4 上級審で確定して返還された事件			

電子記録事件においては、裁判官の押印、記名押印、署名押印(以下「押印等」という)が電子訴訟文書の決裁システムにおいて電子的に行われ、電子記録事件ではない紙媒体記録の事件においても、同システムにより押印等が行われる場合がある。特に判決文や事件を終結させる各種の決定等は、電子記録事件であるか否かを問わず、すべて電子決裁システムにおいて電子署名が行われる。このように、電子決裁システムを通じて行われる裁判官の電子署名をもって従来の押印等に代えることを「電子決裁」という。

イ 根拠法令及びその内容

裁判官又は裁判所事務官等は、民事訴訟等で裁判書、調書等を電子文書で作成し、 又はその書類を電子文書に変換して電算情報システムに登載しなければならない⁶⁶。 民事事件において電子訴訟事件はもちろん紙媒体による訴訟事件においても、判決 書、和解調書、調停調書、認諾調書、放棄調書、和解勧告決定、調停に代わる決定、 訴状却下命令、上訴状却下命令及びこれに対する更正決定は、電子文書で作成し、 電子決裁システムを通じて司法電子署名を行って登録しなければならない⁶⁷。

裁判官又は裁判所事務官等は、憲法審判の手続において決定書、調書等の書類を電子文書で作成し、電子憲法裁判システムに登録しなければならない⁶⁸。裁判所事務官等は、憲法審判手続において書籍等の電子文書への変換に適さないものの場合を除き、提出された書類を電子文書に変換して電子憲法裁判システムに登録しなければならない⁶⁹。この場合、登録された電子文書は、元の書類と同一のものとみなされる。

ウ 今後の法制度整備の見通し

民事訴訟及び憲法審判の手続については現状維持が続くか、あるいはシステム面の 細部のアップデートが行われるものとみられる。刑事訴訟においても、今後、民事 訴訟と類似の内容の法律が制定され、2024年に施行される予定であることから、同様のプロセスにより記録の電子的保管及び活用が行われるものとみられるが、まだ 具体的なシステムは公開されていない。ただし、現在も刑事事件において裁判事務 に関し提出されるすべての書類は、その内容を電算入力することとされている⁷⁰。 しかし、訴状、証拠書類等が電子記録化された民事訴訟とは異なり、公訴状、証拠書類等のすべての文書について電子記録化する程度には至っていないのが実情である。

⁶⁶ 民訴電子文書法 10 条 1 項

⁶⁷ 民訴電子文書法 10条1項、7条2項

⁶⁸ 憲所電子規則9条1項

⁶⁹ 憲所電子規則 9 条 2 項

⁷⁰ 刑事訴訟書類の電算入力及び編綴方法に関する例規3条

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

事件記録が電子化されると、電子訴訟に同意した当事者等は、電子訴訟のホームページを通じていつでもどこでも電子記録を閲覧することができる。訴訟が係属中の事件について当事者又は利害関係を疎明した第三者は、民事訴訟法 162 条 1 項による訴訟記録の閲覧・複写を申請する権利を有する。これらの者のうち、電子訴訟に同意をした使用登録者であって、当事者、訴訟代理人又は民訴電子規則 3 条 1 号乃至 4 号の準当事者(参加人、法定代理人、特別代理人、事件本人)であれば、いつでもどこでも電子訴訟のホームページにアクセスし、訴訟記録を電子的に閲覧・出力・複製することができる。

当事者又は利害関係を疎明した第三者が民事訴訟法 162 条 1 項による訴訟記録の閲覧・複写を申請する場合において、その申請人が電子訴訟への同意をしなかった者であるとき、又は、確定した訴訟の記録について民事訴訟法 162 条 2 項及び 3 項による閲覧(すなわち、事件と関係のない一般人による閲覧)を申請する場合において、当該訴訟関係人が同意したときは、裁判所に備えられたコンピュータ端末を通じて訴訟記録を閲覧することができ、裁判所に当該事項の複製、又は出力物の交付を要請することができる。

民訴電子規則3条5号乃至11号の事件関係人(証人、専門審理委員、裁判所から調査又は文書の送付を嘱託された者、鑑定人、裁判所から鑑定を嘱託された機関、裁判所から文書提出命令を受けた者、調停委員その他利害関係を疎明した第三者であって、電子文書を提出することができる正当な権限を有する者)は、裁判長の許可を得て電子的方法により電子記録を閲覧・複製・出力することができるで。裁判長等が、民訴電子規則38条3項の規定による事件関係人に対して閲覧・複写/出力・複製を許可し、その範囲を指定すると、裁判所事務官等は当該範囲の電子文書を出力し、又はPDFファイルに変換して事件関係人に提供する。

イ 根拠法令及びその内容

当事者等は、電子訴訟の同意の効果として、電子的送達を受けることができるよう

⁷¹ 民訴電子規則 38 条 3 項

になり72、電子記録の閲覧が可能になる73。電子訴訟の同意者又は国、地方自治体等 の電子訴訟に同意したとみなされる当事者に対する送達又は通知は、電子的に行う ことができるがႯ、その方法は、裁判所事務官等が送達すべき電子文書を電子訴訟 システムに登録し、その事実の送達を受ける者に対し電子的に通知する方法により 行うた。電子記録事件において、当初電子文書により提出された書類は自動的に電 子訴訟システムに登載されるため、裁判所事務官等が別途登載する必要はなく、登 載した事実の通知で十分である。登載した事実の通知は電子メール及び携帯電話の キャリアメールを使用する方法によるが、キャリアメールは使用登録者の要請によ り送らないことができる76。通知を受けた使用登録者は、電子訴訟システムにアク セスして登載されている電子文書を確認又は出力することができる™。

送達の効力は、送達を受ける者が登載された電子文書を確認した時に発生するのが 原則であるが、送達を受ける者が当該文書を確認しないことにより送達を忌避する ことを防ぐため、登載の事実を通知した日から1週間以内に確認しなかったときは、 登載の事実を通知した日から 1 週間™が経過した日に送達されたものとみなされる ⁷⁹。ただし、電子訴訟システムの障害により送達を受けた者が電子文書を確認する ことができない期間は、当該 1 週間の期間に算入せず®、責めに帰することのでき ない事由により当該期間内に送達を確認することができなかった場合には、これを 疎明して後に補完することができるようにすることでタリ、電子送達を受ける当事者 の手続的権利を保護している。

ウ 今後の法制度整備の見通し

民事訴訟及び憲法審判の手続については現状維持が続いており、特段これに係る法 令改正等の議論はないことが確認された。刑事訴訟においても、今後、民事訴訟と 同様の内容の法律が制定され、2024年に施行される予定であるため、類似のプロセ スにより訴訟関係資料へのオンラインアクセスが行われるものとみられる。具体的 な内容は、刑事訴訟に係る電子規則(以下「**刑訴電子規則**」という)の制定により 定められるものとみられる。

72 民訴電子文書法 11 条 1 項

⁷³ 民訴電子規則 38 条 1 項

⁷⁴ 民訴電子文書法 11 条 1 項

⁷⁵ 民訴電子文書法 11 条 3 項

⁷⁶ 民訴電子規則26条1項

⁷⁷ 民訴電子規則 26 条 4 項

⁷⁸ ただし、憲法審判の手続においては、この期間が2週間である(憲所電子規則10条4項)。

⁷⁹ 民訴電子文書法 11 条 4 項

⁸⁰ 民訴電子文書法 11 条 5 項

⁸¹ 民訴電子規則 26 条 3 項

(2) オンラインによる日程調整の可否

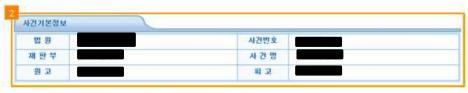
ア現況

期日変更申請書を、電子訴訟システムを通じて提出することが可能であり、それにより裁判所が許可して電子的に決裁を行う(許可されない場合もあり、裁判所の事情により別の日に指定される場合もある)と、当事者に対して期日変更通知(電子訴訟のホームページを通じて期日変更の確認が可能)が行われる。期日変更申請に関する電子訴訟のホームページの基本画面は、以下の画像のとおりである。電子訴訟のホームページにおいて事件情報を照会し、期日変更申請書の申請の趣旨及び申請理由を記載する。ただし、実務では、別途当事者間で日程を協議して相互に同意をしたうえで、期日変更申請書を作成して、電子訴訟のホームページを通じて提出するのが一般的である。

① 1단계 문서작성 및 첨부에서 기일변경신청서 입력단계임을 표시합니다.



② 이전 사건등록 화면에서 선택한 사건에 대한 사건정보가 조회 됩니다.



③ 기일변경신청서의 신청취지 및 신청이유를 입력합니다.



イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整の可否に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

裁判官及び裁判所事務官等は、電子訴訟システムを通じていつでも期日情報へのアクセスが可能であり、当事者等も電子訴訟のホームページにある「私の事件検索」のメニューから、いつでも期日情報へのアクセスが可能である。第三者の場合も管轄の裁判所、事件名及び事件番号さえ分かれば、電子訴訟のホームページからいつでも期日情報へのアクセスが可能である。

また、最高裁判所の主要事件については、最高裁判所のウェブサイト⁸²に事案の概要及び争点、弁論期日、傍聴の案内、判決日等が公開されている。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、期日情報へのアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

⁸² https://www.scourt.go.kr/supreme/info/JpBoardListAction.work?gubun=1

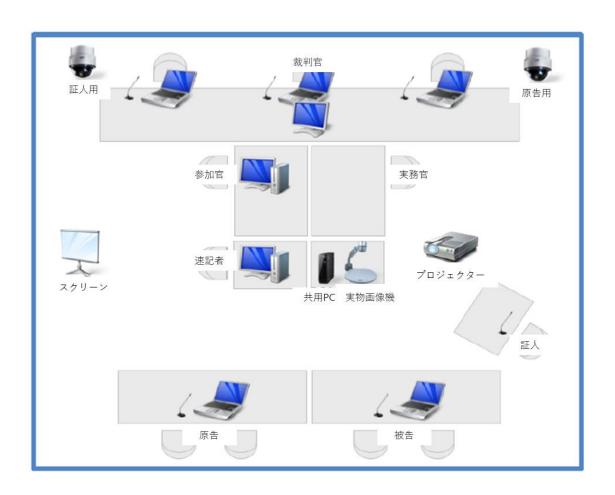
3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

期日等におけるウェブ会議は、裁判長等が正当な事由があると認めて許容し、法廷 内でウェブ会議を行うための装置が整っている場合に限り、制限的に行われている ことが確認された。しかし、かかるウェブ会議は例外的といえるほど事例が少なく、 一部の期日において試験的に限られた範囲で活用されているにすぎないとみられ る。

一方、IT ツール等の活用は、電子訴訟が定着して以降、期日等において裁判長及び 裁判所事務官等、当事者等によって活発に行われている。電子訴訟が行われる法廷 は、通常、下図のような装置が設置されている。



裁判所事務官等は、あらかじめ裁判長の指示を受け、法廷に設置されたスクリーンに弁論に必要な画面が適切に表示されるように操作する。また、裁判長等は、法廷のコンピュータの「法定制御」プログラムを実行し、法定制御画面の各コンピュータや実物投影機、プロジェクターをクリックし、コンピュータや実物投影機の画面を法廷のスクリーン画面に共有させることができる。前述のとおり、電子訴訟において、当該裁判に係るすべての構成員(当事者等を含む)は、「電子記録ビューアー」を通じて事件記録の閲覧・検討を行うことになるが、当該電子記録ビューアー自体を法廷のスクリーン画面に共有して裁判を進行するのが一般的である。

ただし、音声・映像・アニメーション・シミュレーション等のマルチメディア方式 の資料を証拠資料ではなく、主張又は攻撃・防御の方法として提出し、これを法廷 弁論で活用した場合、心証形成に大きな影響を及ぼし得ることから、審理内容と無 関係又は不適切な内容を提出すると、裁判体の判断を誤導するおそれがあるため、 提出する際にあらかじめ主な内容や提出の趣旨、容量を明らかにしなければならず、 裁判長があらかじめ許可した場合にのみ事件記録に編入させて、法廷で陳述するこ とができるという制限がある⁸³。

弁論準備期日及び調停・和解の手続においても、口頭弁論期日での水準と同じ水準ではないものの、IT ツール等の活用は積極的に行われている。特に「電子記録ビューアー」画面の共有は当該手続でも一般的に行われている。

イ 根拠法令及びその内容

電子記録事件においても、一般の訴訟と同様に法廷において訴訟書類を提出することとが頻繁にあるが、その際、電子訴訟に同意した当事者が紙の書類を提出することは、システムに障害がある、又は電子文書の提出が著しく困難若しくは適さない場合でない限り、原則的には許可されない。ただし、当該期日に弁論を終結するために必ず陳述をさせなければならない等、やむを得ない場合には、裁判長の許可により紙の書類を提出することができる⁸⁴。電子文書を提出しようとするときは、原則として法廷に設置されているコンピュータを通じて電子的に提出させればよいが、万一認証書を所持していない場合には、裁判長の許可により、磁気ディスク等を利用して提出させることができる。法廷で電子文書を送達しようとするときは、電子訴訟の非同意者に対しては電子文書を出力した文書を交付し、受領書を受け取らなければならないが、電子訴訟の同意者に対しては、上記のような方法だけでなく、

⁸³ 民訴電子規則 13 条 1 項·2 項

⁸⁴ 民訴電子文書法8条、民訴電子規則14条1項

提出者に当該文書の要旨を説明させ、電子文書を表示した画面を閲覧させる簡易な 方法により送達することもできる85。

電子訴訟において電子文書の証拠調べの申立ては、(i) 既に電子訴訟システムに 登載されている場合にはその旨を陳述する方式86により、(ii) 電子文書が磁気デ ィスク等に収められている場合にはそれを提出する方式¤により、(iii) 他の者が 電子文書を持っている場合にはその提出を命ずるよう申し立てる方式58により行わ れる。文字、記号、図面、写真等に関する情報についての証拠調べは、電子文書を モニター、スクリーン等を利用して閲覧する方法によるが89、民事訴訟法上の原本 調査の原則が否定されるわけではないため、電子文書に変換して提出された証拠に ついて原本の存在や内容について異議があれば、変換前の原本を閲覧し90、必要な 場合には検証又は鑑定の方法により証拠調べを行うことができる91。

前述のような方法で証拠調べをしなければならないとしても、期日に法廷で当該電 子文書全体を逐一閲覧し、又は聴取・視聴することは現実的に困難であるため、証 拠調べは主要弁論内容に係る部分に限定して行うことができ92、そのために裁判長 は主要弁論内容に係る部分を特定するよう命ずることができる33。また、法廷や準 備手続室、調停室にコンピュータ等の電算装置がない場合や障害が生じた場合等に は、出力文書により証拠調べを行う94。

ウ 今後の法制度整備の見通し

民事訴訟の手続については、現状維持が続いており、特段これに係る法令改正等の 議論はないことが確認された。ただし、電子訴訟改善の方向性として、システムの 速度、安定性をさらに高めるとともに、ビッグデータ、クラウド等の新技術を電子 訴訟に取り入れる必要があるとの議論があるようである5。刑事訴訟においても、 今後、民事訴訟と類似の内容の法律が制定され、2024年に施行される予定であるこ とから、類似の内容により公判期日の進行及び証拠調べが行われるものと考えられ

⁸⁵ 民訴電子規則 27 条

⁸⁶ 民訴電子規則 31 条 1 項 1 号

⁸⁷ 民訴電子規則 31 条 1 項 2 号

⁸⁸ 民訴電子規則 31 条 1 項 3 号

⁸⁹ 民訴電子文書法 13 条 1 項 1 号

⁹⁰ 民訴電子規則 32 条 2 項

⁹¹ 民訴電子規則 32 条 1 項

⁹² 民訴電子規則 34 条 1 項

⁹³ 民訴電子規則 34条2項

⁹⁴ 民訴電子規則 32 条 3 項

⁹⁵ 国際シンポジウム「電子訴訟 10 年、回顧と展望」資料集(司法政策研究院、2021 年)

る。具体的な内容は、刑訴電子規則の制定により定められるものとみられる。

4 韓国における裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

韓国における裁判の IT 化導入の経緯に関する概観%は以下のとおりである。 ア 初期段階 (1979~1997)

・ 1979:司法業務電算化のための妥当性調査 - 韓国科学技術院

• 1986:民事訴訟管理プログラムの開発

• 1988: UNISYS 2200 の導入、民事及び刑事事件処理プログラムの導入

• 1992~1997: 民事及び刑事訴訟処理のための C/S システムの拡大

イ 拡散/発展(1998~2009)

・ 1998~2002: 裁判事務システムの全国拡大、裁判官業務支援システムの構築、 最高裁判所ホームページの開設、インターネット競売情報ページの開設

- ・ 2003~2004: 裁判所行政電子署名認証センターの構築、全国の裁判所に電算網 を設置、デジタル図書館の構築
- ・ 2005~2009: 裁判官統合裁判支援システムの構築、画像証人尋問システムの構築、標準電子法廷の構築、電子督促の施行、次世代電子裁判所のための BRP/ISP

ウ 高度化 (2010~2019)

- ・ 2010~2015: 刑事司法情報システムの構築、特許電子訴訟の導入、民事電子訴訟の導入、家事/行政電子訴訟の構築、普及型電子法廷の構築、一人訴訟システムの構築、倒産/執行電子訴訟の構築
- ・ 2016~2019:最高裁判所ホームページのウェブサービスの構築、電子訴訟、司 法業務、司法統計 (DW) 機能の高度化、次世代行政電子決裁の導入、ビッグデ ータ基盤の知能型次世代電子訴訟 BPR/ISP、知能型更生破産システム構築のた めの BPR/ISP

-

⁹⁶ 次世代電子訴訟推進団発表資料『電子訴訟推進経過』

(2) 他国からの影響

韓国が電子訴訟制度の立法及びシステムを準備していた当時、電子訴訟を成功させ 韓国のモデルとなった国は米国とシンガポールである。ただし、韓国は電子訴訟制 度の根拠法を制定し、民事手続に関する基本法である民事訴訟法はそのまま残し、 電子訴訟のみを規律する特別法を制定する方式を取った。しかし、このような方式 は、韓国より先に電子訴訟を施行し、又は現在施行の準備を進めている主要国と比 較すると、かなり異例であると考えられる⁹⁷。

5 韓国における裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

現在、韓国の裁判所ホームページには、裁判所統計月報及び司法年鑑(統計)資料が毎月及び毎年アップデートされ公示されていること、今後、電子訴訟関連のビッグデータを基盤とした電子訴訟、クラウドの新技術の融合を念頭に置いていること等に鑑み、司法統計システムと連携させたデータの収集・整理作業が行われることが予想される。全国統合裁判所事務システムが構築されている現状を踏まえると、このような統計システムの構築及び連携作業は難しくはないと考えられる。

(2) 今後の見通し

裁判の IT 化と統計システムの連携状況については、裁判所内部のシステム及び資料の管理状況に関する内容であり、外部に公開されていないため、今後の制度及びシステムの整備及び技術的側面における見通しは把握が困難である。

6 日本との比較

全体的に見て、韓国における電子訴訟制度の導入は、日本よりも迅速かつ広範であると言える。

韓国の現在の電子訴訟システム下では、電子記録を裁判官及び裁判所事務官等の裁判所職員、当事者並びに訴訟代理人、鑑定人、専門審理委員等の裁判関係者全員が同時に共有できるのみならず、オンラインによる連結により空間的制約を超え、ど

⁹⁷ 全烋在編『民事電子訴訟の成果と展望:規範的側面を中心に』 91・92 頁(民事訴訟 : 韓国民事訴訟 法学会誌、2021 年)

こからでもアクセスして裁判をすることができる物的基盤が整えられている。この 点は、いまだ記録を紙媒体で管理しており、空間的・物理的制約が大きい日本の訴 訟システムと大きく異なる点である。

なお、韓国の電子訴訟は、紙媒体による訴訟に基づく民事訴訟制度をほぼそのまま電子訴訟システムの環境に取り入れているのみであり、デジタル情報に基づく電子訴訟のメリットを最大化する迅速救済手続(ファスト・トラック)を創設するには至っていない。この点は、「民事訴訟法(IT 化関係)等の改正に関する中間試案」(令和3年2月19日)第6の甲案及び乙案で検討されている、「民事裁判手続のIT化を契機として、裁判が公正かつ適正で充実した手続の下でより迅速に行われるようにするため、訴訟手続の特則として新たな訴訟手続の規律を設ける」という日本の取り組みは、実現すれば先進的なものとなりうると考えられる。

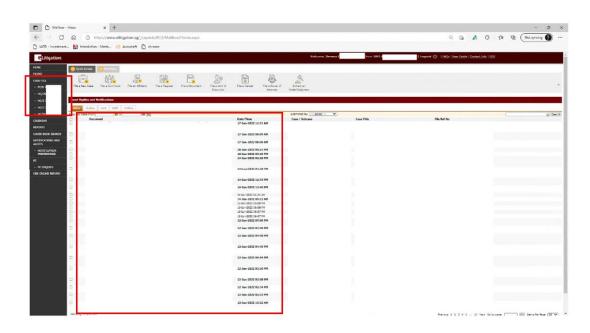
第3 シンガポール

1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

シンガポールでは、Electronic Litigation System (以下「eLitigation」という)を導入しており⁹⁸、eLitigation を通じて訴状を含む主張・証拠書類のオンライン提出が可能である。eLitigation のメイン画面は、以下の画像のとおりであり、以下の赤枠内に担当している訴訟及び当該訴訟に関連して提出された書類が表示される。



eLitigation の対象となる裁判は、①State Court (下級裁判所) 及び Supreme Court (上級裁判所) における民事裁判、②Family Justice Court (家庭司法裁判所) における家事裁判並びに③Supreme Court における刑事裁判である。

なお、eLitigation は、ユーザー登録(有料)を行った法律事務所のみが利用できるため、本人訴訟の場合には、eLitigationシステムを提供・管理している LawNet & CrimsonLogic Service Bureaus の窓口において書面のハードコピーを提出し、LawNet & CrimsonLogic Service Bureaus が本人に代わって eLitigation で書類を

37

⁹⁸ https://www.elitigation.sg/_layouts/IELS/HomePage/Pages/Home.aspx

提出することとなっている。

eLitigation の対象となる裁判においては、本人訴訟であっても、原則として eLitigation を用いて主張・証拠書類しなければならない。

イ 根拠法令及びその内容

(ア) 訴訟類型ごとの根拠法令

訴訟類型ごとの根拠法令は以下のとおりである。

① State Court (下級裁判所) 及び Supreme Court (上級裁判所) における民事裁判

Rules of Court⁹⁹ Order 63A Rule 8、Supreme Court Practice Directions¹⁰⁰ Part XIII 及びState Courts Practice Directions¹⁰¹ Part XIII

- ② Family Justice Court (家庭司法裁判所) における家事裁判
 Family Justice Rules 2014¹⁰² Section 920 及び Family Justice Court
 Practice Directions¹⁰³ Paragraph 144
- ③ Supreme Court における刑事裁判
 Criminal Procedure Code (Electronic Filing and Service for Supreme Court) Regulations 2012 104 Section 9 及び Supreme Court Practice Directions Part XIV

(イ) 根拠法令の概要

登録官("Registrar")に対して、書類の登録、提出、送付又は交付が求められる場合には、eLitigationを使用して行わなければならない。

ただし、登録官は、eLitigation を使用する以外の方法で、書類の登録、提出、送付又は交付を認めることができる。

ウ 今後の法制度整備の見通し

主張・証拠のオンライン提出に関する法制度は、既に整備されている。

https://epd. statecourts. gov. sg/

⁹⁹ https://sso.agc.gov.sg/SL/SCJA1969-R5?DocDate=20210827

https://epd.supremecourt.gov.sg/

¹⁰² https://sso.agc.gov.sg/SL/FJA2014-S813-2014

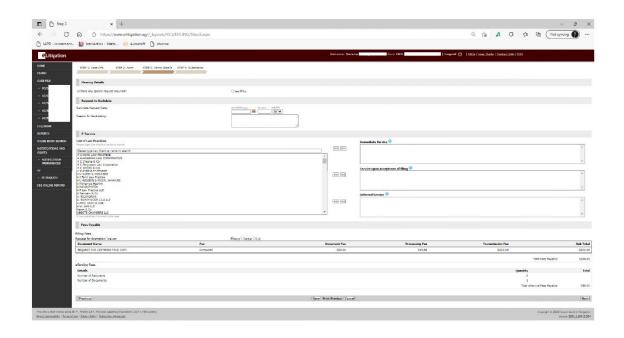
¹⁰³ https://epd.familyjusticecourts.gov.sg/

https://sso.agc.gov.sg/SL/CPC2010-S669-2012?DocDate=20141215

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

裁判に係る手数料等は、eLitigation を通じて、又はインターネットバンキング、NETS(デビットカード)若しくはクレジットカード等を利用して電子納付・決済することが可能である。eLitigation を通じて手数料等を納付する場合は、事前に登録した銀行口座からの自動引き落としとするのが一般的である。eLitigation 決済画面は、以下の画像のとおりであり、「Next」ボタンをクリックすると、代金が登録口座から自動的に引き落とされる。



イ 根拠法令及びその内容

根拠法令は以下のとおりである。

- Supreme Court Practice Directions Paragraph 29
- Family Justice Court Practice Directions Paragraph 156105

全ての裁判手数料は、eLitigation を使用して支払う場合を除き、電子的手段(インターネットバンキング、NETS (デビットカード)、キャッシュカード又はクレジッ

¹⁰⁵ なお、State Courts Practice Directions には具体的な支払い方法に関する規定はないが、State Court のホームページによれば、民事裁判の場合には eLitigation を通じて支払うこととされている。 (https://www.statecourts.gov.sg/cws/Services/Pages/Payment-of-BailCourt-FeesCourt-Fines.aspx)。

トカード)によって支払われなければならない。

ウ 今後の法制度整備の見通し

手数料等の電子納付・電子決済に関する法制度は、既に整備されている。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

eLitigation の対象となっている訴訟記録は全て電子化され、同システム内に記録されている。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、訴訟記録の電子化及び記録化に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

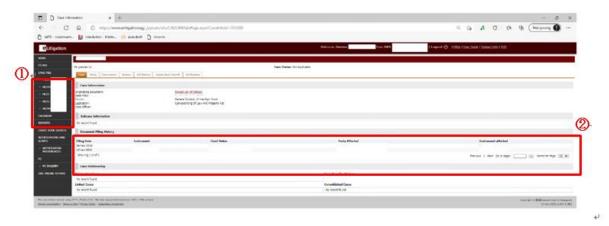
調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

前述 1.(3) のとおり、eLitigation を通じて提出された訴訟記録は全て同システム内に記録化されているため、eLitigation を通じてアクセスすることが可能である。 訴訟記録へのアクセスページの画面は、以下の画像のとおりである。



- ① 担当している訴訟が表示されているため、記録を閲覧したい訴訟を選択する。
- ② 当該訴訟に関連して提出した記録が表示されるため、閲覧したい記録を選択する。

イ 根拠法令及びその内容

根拠法令は以下のとおりである。

- Supreme Court Practice Directions Paragraph 24
- State Courts Practice Directions Paragraph 17
- ・Family Justice Court Practice Directions Paragraph 106 全ての裁判当事者は、eLitigation を通じてケースファイルにアクセスすることができ、各書類の閲覧、ダウンロード及び印刷を行うことができる。

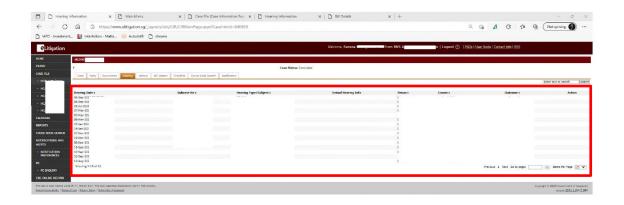
ウ 今後の法制度整備の見通し

訴訟関係資料へのオンラインアクセスに関する法制度は、既に整備されている。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

原則として、ヒアリングや審理前協議(Pre-Trial Conference)の日程は裁判所によって決定されるが、eLitigation の対象となる裁判については、相手方代理人の同意を得た上で、eLitigation を通じてヒアリング等の日程の変更を申請することが可能である。ヒアリング日程のページの画面は、以下の画像のとおりである。eLitigationのヒアリング日程のページでは、以下の赤枠内に裁判所によって決定されたヒアリング等の日程が表示される。



イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整の可否に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

期日情報は、シンガポール裁判所のウェブサイトに掲載されており¹⁰⁶、誰でもアクセスすることが可能である。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、期日情報へのアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

¹⁰⁶ https://www.judiciary.gov.sg/hearing-list

3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

シンガポールでは、ヒアリングを含むいかなる裁判手続にもウェブ会議システムの利用が可能である。新型コロナウイルスの発生前は、国外にいる証人の尋問等、限られた場面でのみ利用されていたが、新型コロナウイルスの影響で、現在ではウェブ会議システムの利用が推奨されており、2020年5月には、ウェブ会議システムを利用した刑事裁判で死刑判決が出されたことでも話題となった。

現在では、ウェブ会議システムを利用した裁判手続に関するガイドラインが裁判所によって公表されており¹⁰⁷、主に「Zoom」が利用されている。ウェブ会議システムを利用した期日の様子は、以下の画像のとおりである¹⁰⁸。



https://www.judiciary.gov.sg/attending-court/virtual-court-sessions

New Age of Court Proceedings」([2020] SAL Practitioner 19) (https://journalsonlinePDF) より抜粋



イ 根拠法令及びその内容

根拠法令は以下のとおりである。

- Supreme Court Practice Directions Paragraph 120
- State Courts Practice Directions Part V
- Family Justice Court Practice Directions Paragraph 161

裁判所又は登録官の裁量により、如何なる事項に関するヒアリング、その他一切の 紛争解決手続についてウェブ会議システム又は電話会議システムを利用すること ができる。

ウ 今後の法制度整備の見通し

期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用に関する法制度は、既に整備されている。

4 シンガポールにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

シンガポールでは、裁判手続の効率化及び審理時間の短縮を目的として、裁判書類

のオンライン提出を可能とする Electronic Filing System が 1998 年に導入され、2000 年 3 月から裁判書類のオンライン提出が義務付けられた。同システムは、2013 年に、eLitigation に一新され、現在は eLitigation を利用した IT 化が推し進められている。

(2) 他国からの影響

他国からの支援を受けたという情報は見当たらない。

5 シンガポールにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

シンガポールでは、政府や公的機関が公表している各種データをまとめて公表している「Data. gov. sg」というウェブサイトがあり¹⁰⁹、同ウェブサイトにおいて、裁判所の公表しているデータの一部を見ることができる。ただし、全ての情報が掲載されているか、自動的にリンクしているのか等は不明である。

(2) 今後の見通し

本調査基準日時点で、裁判の IT 化と統計システムの連携について、今後の制度の整備についての見通しは不明である。

6 日本との比較

裁判書類のウェブ提出が義務化されている点は、紙媒体での提出しか認めない日本の制度と対照的である。日本でも、弁護士の裁判書類の電子提出の義務化が議論されているが、シンガポールでは、本人訴訟であっても裁判書類のウェブ提出が義務化されている点で、日本に比べてより電子化を徹底しているといえる。なお、eLitigationのユーザー登録が法律事務所のみに認められているため、本人訴訟の場合には、書面のハードコピーを LawNet & CrimsonLogic Service Bureaus の窓口に提出し、LawNet & CrimsonLogic Service Bureaus が本人に代わって eLitigationで書面を電子的に提出するという仕組みをとっており、本人訴訟の場合の取り扱いに関する今後の日本における議論の参考になるものと考えられる。

-

¹⁰⁹ https://data.gov.sg/

また、シンガポールでは、裁判期日の開催においても、日本と比べてウェブ会議システムの利用が盛んであるといえる。日本では、争点整理手続に限ってウェブ会議が利用されているのに対して、シンガポールではヒアリングを含むいかなる裁判手続においてもウェブ会議システムの利用が可能である。

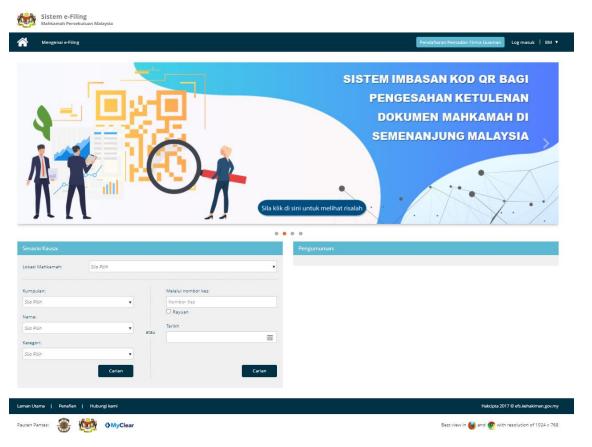
第4 マレーシア

- 1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況
- (1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

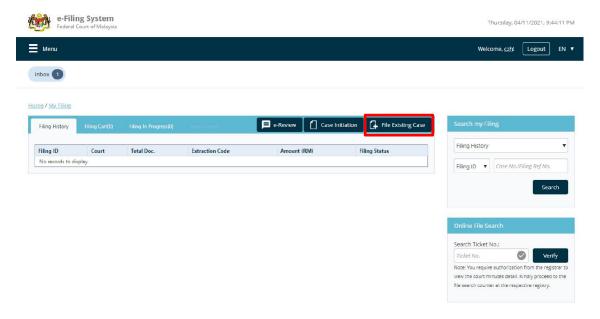
マレーシアでは裁判所の管理する「e-Filing System」というシステム(以下「e-Filing System」という)が導入されており、同システムを通じて訴状を含む主張・証拠のオンライン提出が可能である¹¹⁰。e-Filing System における書面の提出方法は、以下のとおりである(以下は、既に係属している事件に関する書面を提出する場合の例である)。

① トップページ

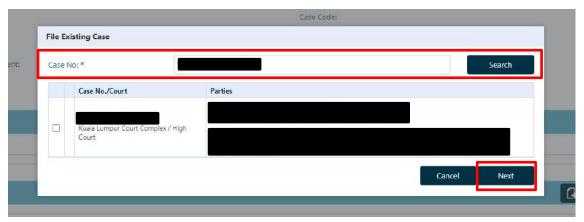


¹¹⁰ e-Filing System のウェブサイト (https://efs.kehakiman.gov.my/EFSWeb/)

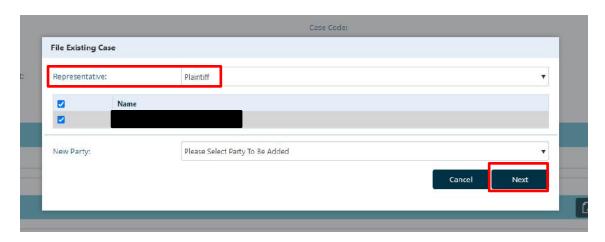
② e-Filing Systemにログインし、画面の「File Existing Case」をクリック



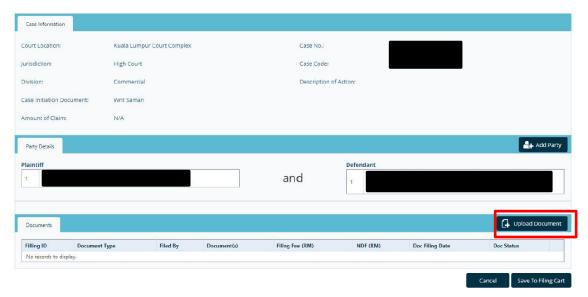
③ 事件番号を入力し、該当する事件を検索した後、「Next」をクリック



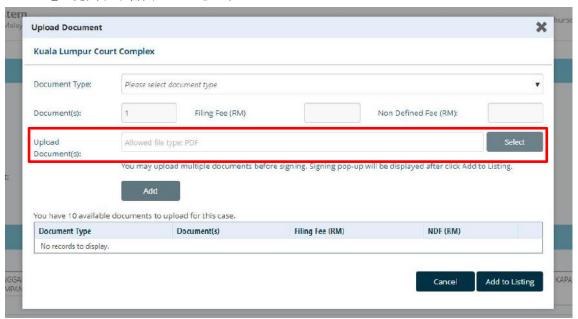
④ いずれの当事者の代理人か選択した後、「Next」をクリック



⑤ 事件情報が表示されるので、「Upload Document」をクリック



⑥ 提出する書面の PDF をアップロード



イ 根拠法令及びその内容

(ア) 2012 年裁判所規則 (Rules of Court 2012)

第一審…の手続の細則について定める 2012 年裁判所規則において、裁判所の実務

¹¹¹ 第一審とは、第一審としての管轄を有する高等裁判所 (High Court)、セッションズ裁判所 (Sessions Court) 及び治安判事裁判所 (Magistrates' Court) を意味する。

指針 (practice directions) に基づき電子提出サービスによる提出が可能又は必要であると指定された書面は、同サービスを用いて提出しなければならないと規定されている¹¹²。

(イ) 1994 年控訴裁判所規則 (Rules of Court of Appeal 1994) 及び1995 年連邦裁判所規則 (Rules of the Federal Court 1995)

控訴裁判所及び連邦裁判所の手続の細則について定めるこれらの規則において、当該規則に基づき提出が必要とされる書面は、電磁的な方法により提出することが可能であると規定されている¹¹³。

(ウ) 2018 年第 2 号連邦裁判所長官裁判実務指針 (Practice Direction of the Chief Justice No. 2 of 2018)

刑事手続の書面のオンラインでの取扱い関する同指針において、刑事手続における 書面は、電子提出サービスを使用する裁判所においてはオンラインで提出しなけれ ばならないと規定されている¹¹⁴。

ウ 今後の法制度整備の見通し

主張・証拠のオンライン提出に関する法制度は、既に整備されている。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

e-Filing System を通じて、書面をオンラインで提出する際の手数料の電子納付が可能である。

^{112 2012} 年裁判所規則命令 63A、ルール 7 条 1 項

¹¹³ 1994 年控訴裁判所規則 (Rules of Court of Appeal 1994) 80A 条、1995 年連邦裁判所規則 (Rules of the Federal Court 1995) 113A 条。控訴裁判所 (Court of Appeal) とは、高等裁判所の判決に対する上訴を扱う裁判所である。連邦裁判所 (Federal Court) とは、マレーシアの最高裁判所であり、控訴裁判所の判決に対する上訴を扱う裁判所である。

^{114 2018} 年第 2 号連邦裁判所長官裁判実務指針 3 条

イ 根拠法令及びその内容

2012 年裁判所規則 (Rules of Court 2012) において、電子提出サービスを利用して提出された書面は、裁判所のコンピューターシステムに必要な手数料が支払われた時に提出されたものとみなされると規定されている¹¹⁵。

電子納付は、FPX (Financial Process Exchange) というマレーシアの金融機関の 提供するオンライン支払システムを用いて行う必要がある。

ウ 今後の法制度整備の見通し

手数料の電子納付・電子決済に関する法制度は、既に整備されている。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

e-Filing System を通じて提出された書面は、同システムにおいて電磁的に記録・保管される。

イ 根拠法令及びその内容

訴訟記録の電子化及び記録化の方法に関する根拠法令はない。もっとも、e-Filing System を通じて提出される書面はそもそも電子化されているため、別途の根拠法令は不要と思われる。

ウ 今後の法制度整備の見通し

訴訟記録の電子化及び記録化に関する法制度は、既に整備されている。

51

^{115 2012} 年裁判所規則命令 63A、ルール 9 条 1 項

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

当事者は、e-Filing System を通じて訴訟関係資料へのオンラインアクセスが可能である。

イ 根拠法令及びその内容

訴訟関係資料へのオンラインアクセスに関する根拠法令はない。もっとも、2012 年裁判所規則 (Rules of Court 2012) において、当事者は、自らの事件に関して裁判所に提出された書面を検索、閲覧及び謄写することができると規定とされている¹¹⁶。当事者は、同条に基づき、自らの事件に関する訴訟関係資料へのオンラインアクセスが可能であると考えられる。

ウ 今後の法制度整備の見通し

当事者による訴訟関係資料へのオンラインアクセスに関する法制度は、既に整備されている。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

e-Filing System にある「E-Review」というチャットシステム、E メール等を用いたオンラインによる日程調整が行われている。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整の可否に関する根拠法令はなかった。

^{116 2012} 年裁判所規則命令 60、ルール 4 条 2 条

ウ 今後の法制度整備の見通し

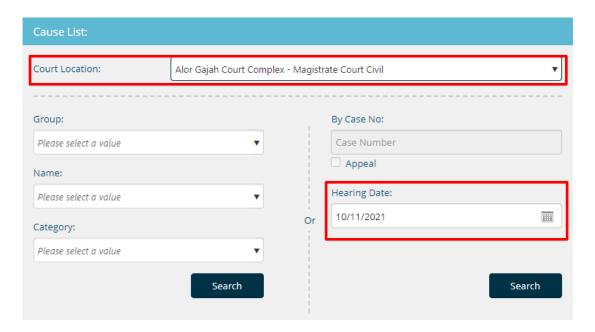
調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア現況

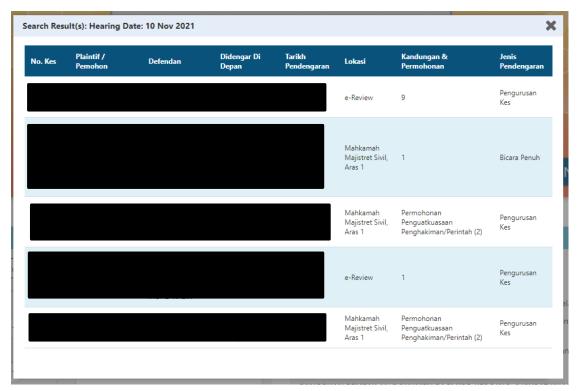
e-Filing System を通じて、誰でも期日情報にアクセスすることが可能である。 期日情報へのアクセスの方法は、以下のとおりである。

① 裁判所を選択(裁判所の所在地、種類¹¹⁷、民事・刑事等)した上で、裁判官等の 氏名、事件番号又は期日の日付けのいずれかの情報を入力(以下では、裁判所 は「Alor Gajah Court Complex - Magistrate Court Civil」を選択した上で、 期日の日付けは「10/11/2021」を選択)



¹¹⁷ 高等裁判所 (High Court)、セッションズ裁判所 (Sessions Court) 又は治安判事裁判所 (Magistrates' Court)

② 検索結果の表示。以下では、2021年11月10日に当該裁判所で開催される民事 事件の一覧リストが表示されている。



イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、期日情報へのアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

- 3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況
- (1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

期日及びケースマネジメント会議では、e-Filing System にある「E-Review」というチャットシステム、Eメール及び Zoom 等の IT ツールが利用されている。また、トライアルでは、Zoom 等の IT ツールが利用されている。

イ 根拠法令及びその内容

(ア) 2012 年裁判所規則 (Rules of Court 2012)

第一審の裁判所は、裁判所が承認した遠隔通信技術を用いて期日その他の手続を行うことを認めることができると規定されている¹¹⁸。

(イ) 1964 年上位裁判所法 (Courts of Judicature Act 1964)

高等裁判所 (High Court)、控訴裁判所 (Court of Appeal) 及び連邦裁判所 (Federal Court) は、民事・刑事を問わず、遠隔通信技術を用いて裁判手続を行うことを認めることができると規定されている¹¹⁹。

(ウ) 1948 年下級裁判所法 (Subordinate Courts Act 1948)

セッションズ裁判所(Sessions Court)及び治安判事裁判所(Magistrates' Court) は、民事・刑事を問わず、遠隔通信技術を用いて裁判手続を行うことを認めることができると規定されている¹²⁰。

ウ 今後の法制度整備の見通し

期日等におけるウェブ会議・ITツール等の活用に関する法制度は、既に整備されている。

4 マレーシアにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

2011年3月11日より、裁判所のe-Filing Systemが導入されている。当時、裁判所の事件処理の遅延・滞留が大きな問題となっており、事件処理の迅速化を図るため同システムが導入されたという経緯がある。

^{118 2012} 年裁判所規則命令 33A、ルール 2 条 1 項

^{119 1964} 年上位裁判所法 15A 条

^{120 1948} 年下級裁判所法 101B 条

(2) 他国からの影響

裁判のIT化に当たっての他国からの影響や支援の有無は確認できなかった。

5 マレーシアにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現狀

裁判のIT化と統計システムの連携に関する情報は確認できなかった。

(2) 今後の見通し

裁判の IT 化と統計システムの連携に関する今後の法制度の整備の見通しは不明である。

6 日本との比較

e-Filing System を通じて主張・証拠のオンライン提出が可能であり、かつ、e-Filing System による提出が可能又は必要であると指定された書面は、e-Filing System による提出が義務化されているという点で、紙媒体による書面の提出しか認められていない日本と比べて、マレーシアの裁判の IT 化は進んでいるといえる。

また、e-Filing System は、主張・証拠のオンライン提出のみならず、手数料等の電子納付、訴訟記録の電子化、訴訟関係情報へのオンラインアクセス、オンラインによる日程調整等、様々な事項を同一のシステムで一元的に行うことができる点で、非常に利便性の高いシステムと見受けられる。

さらに、e-Filing System は、2012年に導入されて以来、10年間の利用実績があることから、このようなシステムをこれから構築する段階にある日本にとっては、システムを構築するにあたって参考になるものと考えられる。

第5 インドネシア

1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

インドネシアでは裁判所の管理する「e-Court」というシステム(以下「e-Court システム」という)が導入されており、同システムを通じて訴状を含む主張・証拠のオンライン提出が可能である 121 。ただし、一般的に、証拠のオンライン提出は行われていない。

e-Court システムを通じて訴えを提起する方法は、以下のとおりである。

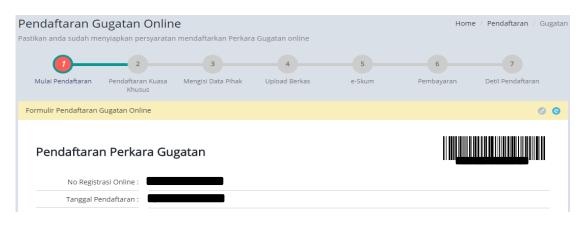
① e-Court システムの HP からログイン





¹²¹ 裁判所のウェブサイト (https://ecourt.mahkamahagung.go.id/Register)

② 裁判所の選択、委任状の登録、当事者に関する情報の入力、訴状のアップロード、手続費用の電子納付等を順次行う。



③ 手続の完了後、原告に対し、事件番号、初回期日の日時等が記載された以下の電子召喚状(e-Summon)が発行される。被告への召喚状は、別途郵送される。

Panggilan (e-Summons)



イ 根拠法令及びその内容

裁判所における電磁的方法による事件管理及び法的手続に関する最高裁判所規則 2019 年第 1 号 (以下「**最高裁規則 2019 年 1 号**」という) において、e-Court システムの登録ユーザーは、電磁的な方法により、訴えを提起することができると規定 されている¹²²。

また、最高裁規則 2019 年 1 号の下位法令である電磁的方法による事件管理及び法的手続に係る技術的ガイドラインに関する最高裁判所決定 No. 129/KMA/SK/VIII/20 19 (以下「**最高裁決定 2019 年 129 号**」という)において、電磁的な方法を通じて訴えが提起された場合、被告が電磁的な訴訟手続に同意したときは、答弁書以降の書面は電磁的な方法を通じて提出されると規定されている¹²³。

¹²² 最高裁規則 2019 年 1 号 8 条、9 条

¹²³ 最高裁決定 2019 年 129 号別紙 E の 4 項。ただし、行政事件及び被告を弁護士が代理している事件に

e-Court システムの対象は、通常の民事事件、宗教事件、軍事事件及び行政事件に限定されており¹²⁴、刑事事件は含まれない。また、控訴審、最高裁及び再審の手続においては、電磁的な訴訟手続を利用することにつき全当事者の同意があり、かつ、同事件の一審手続において電磁的な訴訟手続が利用されていた場合に限り、電磁的な訴訟手続を実施することができる¹²⁵。

ウ 今後の法制度整備の見通し

主張・証拠のオンライン提出に関する法制度は、既に整備されている。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

手数料の電子納付が可能である。電子納付はオンライン・バンキングによる銀行口 座への送金のみが認められている。

以下は、e-Court システムを通じて訴えを提起する際に、システム上で自動的に発行される手数料の請求書である。原告は、同請求書に従って手数料を振り込む必要がある。

PENGADILAN NEGERI KLATEN JI. Raya-Klaten Solo Km. 2, Klaten 0272-39562020 SURAT KUASA UNTUK MEMBAYAR ELEKTRONIK(e-SKUM) Kami Yang bertanda tangan di bawah ini : Nama : Alamat : No. telp : Membayar Biaya Panjar Perkara untuk itu kami memberi kuasa kepada Panitera PENGADILAN NEGERI KLATEN untuk membayar segala pengeluaran yang diwajibkan atas perkara tersebut dengan rincian : URAIAN PEMBAYARAN JUMLAH 1. Pendaftaran Rp. 30.000.00 2. Materal Rp. 6.000.00 3. Redaksi Rp. 5.000.00

おいては、被告の同意は不要と規定されている(同別紙 E の 1 項 b 号・c 号)。

¹²⁴ 最高裁規則 2019 年 1 号 3 条 1 項

¹²⁵ 最高裁規則 2019 年 1 号 3 条 2 項

イ 根拠法令及びその内容

最高裁規則 2019 年 1 号において、手数料は裁判所の口座に電磁的な方法により支払われると規定されている¹²⁶。

ウ 今後の法制度整備の見通し

手数料の電子納付・電子決済に関する法制度は、既に整備されている。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

e-Court システムを通じて提出された書面は、同システムにおいて電磁的に記録・保管される。

イ 根拠法令及びその内容

最高裁規則 2019 年 1 号において、裁判所は、e-Court システムを通じて電子書面を 受領・管理すると規定されている¹²⁷。

ウ 今後の法制度整備の見通し

訴訟記録の電子化及び記録化に関する法制度は、既に整備されている。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア現況

当事者は、e-Court システムを通じて訴訟関係資料へのオンラインアクセスが可能である。

以下は、e-Court システムにアップロードされた書面の一覧である。当事者は、

¹²⁶ 最高裁規則 2019 年 1 号 10 条

¹²⁷ 最高裁規則 2019 年 1 号 32 条 1 項

「Download」をクリックして書類にアクセスすることができる。

Persyaratan Pengguna Terdaftar Persyaratan Pengguna Terdaftar ktrp Persyaratan Pengguna Terdaftar ktrp Persyaratan Pengguna Terdaftar strp Persyaratan Pengguna Terdaftar ESURAT KUASA PENGGUGAT IDA Gugatan BAB Dokumen Sudah Diverifikasi Majelis/Hakim	Perkara Gugata
No. Atr Deskripsi Dokumen Keterangan 1 ♣	
Persyaratan Pengguna Terdaftar Persyaratan Pengguna Terdaftar Persyaratan Pengguna Terdaftar Persyaratan Pengguna Terdaftar Surat Kup Persyaratan Pengguna Terdaftar Surat Kuasa Pengguna Terdaftar Surat Kuasa Pengguna Terdaftar Dokumen Sudah Diverifikasi Majelis/Hakim	
Persyaratan Pengguna Terdaftar Representa Acara Penyumpahan Persyaratan Pengguna Terdaftar Representa Acara Penyumpahan Persyaratan Pengguna Terdaftar Representa Acara Penyumpahan Persyaratan Pengguna Terdaftar General Surat KUASA PENGGUGAT IDA	Download
3 a krp Persyaratan Pengguna Terdaftar 4 a krp SURAT KUASA PENGGUGAT IDA - 5 a krp Sugatan BAB 7 a krp Persyaratan Pengguna Terdaftar	≛ Download
4	≛ Download
5 P Gugatan BAB - Dokumen Sudah Diverifikasi Majelis/Hakim	≛ Download
7 Pokumen Sudah Diverifikasi Majelis/Hakim	≛ Download
	≛ Download
	≛ Download
8 🔒 🖟 dd Dokumen belum diverifikasi Majelis/Hakim	≛ Download

イ 根拠法令及びその内容

最高裁規則 2019 年 1 号において、裁判所は、e-Court システムを通じて電子書面を 受領・管理すると規定されており ¹²⁸、また、同規則において、登録ユーザーは同シ ステムの事件管理サービスを利用することができると規定されている ¹²⁹。

ウ 今後の法制度整備の見通し

訴訟関係資料へのオンラインアクセスに関する法制度は、既に整備されている。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

オンラインによる日程調整は行われていない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整に関する根拠法令はなかった。なお、 最高裁判所の発行している e-Court システムに関する利用マニュアルでは、同シス

¹²⁸ 最高裁規則 2019 年 1 号 32 条 1 項

¹²⁹ 最高裁規則 2019 年 1 号 6 条 1 項

テムが利用される期日の日程はシステムにより自動的に決定されると記載されている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

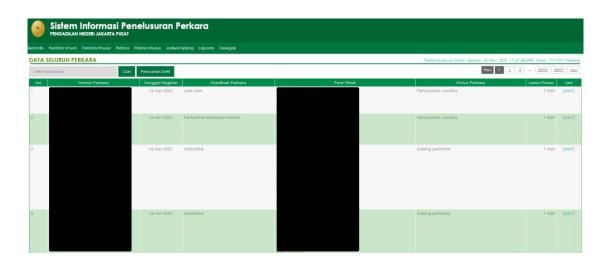
本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

裁判所の「Sistem Informasi Penelusuran Perkara」というウェブサイトを通じて、 誰でも期日情報にアクセスすることが可能である。

同ウェブサイトは裁判所ごとに異なるサイトが設けられている。例えば、ジャカル タ中央裁判所のウェブサイトは、以下のとおりである¹³⁰。



イ 根拠法令及びその内容

期日情報を掲載する裁判所のウェブサイトは、最高裁判所長官決定 1-144/KMA/SK/2011 に基づき開設されている。

¹³⁰ ジャカルタ中央裁判所のウェブサイト(http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/)

ウ 今後の法制度整備の見通し

期日情報へのアクセスに関する法制度は、既に整備されている。

3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

当事者の同意がある場合、電磁的な方法により期日を行うことが可能である。実務 上は Zoom が利用されるケースが多い。

イ 根拠法令及びその内容

最高裁規則 2019 年 1 号において、同規則の規定する電磁的な裁判手続は、訴えの 提起から判決までのプロセスに適用されると規定されている¹³¹。また、同規則にお いて、当事者の同意がある場合、証人及び専門家の尋問は、遠隔通信技術を用いて 行うことができると規定されている¹³²。

ウ 今後の法制度整備の見通し

期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用に関する法制度は、既に整備されている。

4 インドネシアにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

インドネシアにおける裁判の IT 化は、インドネシア政府の IT 化を目的とする大統領令 2018 年 95 号の一環として導入されたものである。裁判の IT 化の目的は、国民の裁判へのアクセスを容易にし、裁判手続の透明性・効率性の向上を図る点にある。当時、最高裁は、最高裁判所規則 2018 年第 3 号を制定し、IT 化の初期的なフェーズとして、オンラインによる訴え提起、手数料の電子納付等を導入した。その

¹³¹ 最高裁規則 2019 年 1 号 4 条

¹³² 最高裁規則 2019 年 1 号 24 条 1 項

後、最高裁規則 2019 年 1 号が制定され、裁判手続全体の IT 化が進められたという 経緯がある。

(2) 他国からの影響

インドネシアの最高裁判所は、裁判の IT 化に当たり、シンガポールにおける裁判の IT 化に関する調査を行っている。裁判の IT 化に当たってシンガポールその他の外国政府から支援を受けたとの情報は確認できなかった。

5 インドネシアにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

裁判のIT化と統計システムの連携に関する情報は確認できなかった。

(2) 今後の見通し

裁判の IT 化と統計システムの連携に関する今後の法制度の整備の見通しは不明である。

6 日本との比較

e-Court システムが導入され、主張・証拠のオンライン提出が可能であり、訴訟関係 資料へのオンラインアクセスも可能となっている点で、紙を中心とした日本の民事 裁判よりも、インドネシアの民事裁判の IT 化が進んでいるといえる。

もっとも、インドネシアにおいては、証拠の提出において e-Court システムは現実にはあまり利用されておらず、証拠の提出の場面では補助的な利用にとどまっていることが伺われる。また、e-Court システムが導入されたのは 2019 年であり、既に導入後 10 年以上経過している近隣のシンガポールと比べると、比較的裁判の IT 化の歴史が浅いといえる。

第6 フィリピン

1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

2020年5月1日、民事訴訟規則の改正が行われ、裁判文書を電子メールで裁判所に提出する方法でのオンライン提出が認められるようになった。また、2020年12月9日、最高裁判所が、特別委員会から提言された「ビデオ会議の実施に関するガイドライン」(Guidelines on the Conduct of Videoconferencing、以下「VC ガイドライン」という)を承認し¹³³、2021年1月16日に効力が生じたことにより、書証の電子メールによるオンライン提出が認められるとともに、その取調べも、ビデオ会議システムを用いて行われるオンライン期日において実施することが可能となった。

現地法律事務所 Puyat Jacinto & Santos (以下「**現地法律事務所**」という) によれば、現在は、ほとんどの裁判所において裁判文書・証拠のオンラインでの提出が認められており、当事者において広くオンライン提出の制度が活用されているとのことである。

イ 根拠法令及びその内容

(ア) 改正民事訴訟規則 Rule13

当事者は、訴状や答弁書 (Initiatory pleadings and initial responsive pleadings)等の一定の文書を除き、裁判文書 (Pleadings) (準備書面・書証等)を電子メールによって裁判所に提出 (Filing) することができる¹³⁴。かかる方法により裁判文書が提出される場合には、当事者が電子メールを送信した日が裁判文書の提出日とみなされる。他方、訴状や答弁書等の一定の文書については、(裁判所の明示の許可がある場合を除いて)裁判所に直接持参するか、書留郵便によって裁判所に提出しなければならない¹³⁵。

^{133 2021} 年 12 月 9 日付け最高裁判所決議 (A. M. No. 20-12-01-SC)

¹³⁴ 改正民事訴訟規則 Rule13 第 3 条 (d)、Rule6 第 1 条

¹³⁵ 改正民事訴訟規則 Rule13 第 14 条

一方、相手方に対して、裁判文書の写し等を送付する場合は、原則として書面で送付する必要があり 136 、電子メールによって送付(Service)するためには、相手方の同意を得る必要がある 137 (なお、フィリピンでは、相手方に裁判書面の写しを直接送付する義務がある(Rule 13 第 4 条、第 6 条))。

(イ) VC ガイドライン (Guidelines on the Conduct of Videoconferencing) 138

最高裁判所は、前述のとおり、2020年12月9日、VCガイドラインを承認した。VCガイドラインによれば、当事者は、書証(Documentary evidence)を、電子メール等によってオンライン提出することができる「39°。また、裁判所は、ビデオ会議において、代理人に対して当該書証を画面上で共有するよう指示し、当該書証の取調べ(examination)を行うことができる。プラットフォーム上の制限等により取り調べが困難であると認める場合には、法廷において尋問(hearing)を行うことを命じることができる「40°。 VC ガイドラインの詳細については、後述第6の4において詳述する。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない141。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア現況

最高裁判所は、2021年7月23日、少額訴訟 (Small Claims) の申立手数料 (legal fees) について、オンラインでの支払 (ePayment) を開始する旨を発表した¹⁴²。現在、当該オンラインでの支払いは、民間事業者の提供するスマートフォン用アプリケーションを通じて行うことができるようになっている。

(https://sc.judiciary.gov.ph/16099/)

¹⁴⁰ VC ガイドライン II.C (1)

¹³⁶ 改正民事訴訟規則 Rule13 第4条、第6条

¹³⁷ 改正民事訴訟規則 Rule13 第 5 条、第 9 条

¹³⁸ VC ガイドラインの内容は最高裁判所ウェブサイトで公開されている

¹³⁹ VC ガイドラインⅡ.C (1)

 $^{^{141}}$ 直近の動向としては、 2021 年 11 月 3 日に発出された最高裁判所事務局回状 $^{133-2021}$ 号 (0CA Circular No. $^{133-2021}$) により、それまで運用が停止されていた、海外所在の証人をフィリピン大使館に出頭させて証人尋問を行う制度について、一部運用が再開されている。

¹⁴² 最高裁判所ウェブサイト (https://sc. judiciary. gov. ph/20273/)

少額訴訟とは、利息及び費用を除いた請求額が 400,000 ペソ (約 84 万円¹⁴³) を超えない場合に限り、当事者が申し立てを行うことによって利用することのできる手続をいう¹⁴⁴。なお、同手続には、原則として、弁護士が当事者の代理人として関与することが認められていない。

その他の手数料等に関して、本調査基準日現在、電子納付・電子決済の制度は設けられていない。

-

 $^{^{143}}$ 本調査基準日の為替参考相場に基づき、1 ペソ=2.12 円として算定した(出典: 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社ウェブサイト「2022 年 2 月 15 日の為替相場」(http://www.murc-kawasesoub a. jp/fx/past/index. php?id=220215)。

¹⁴⁴ 少額訴訟手続規則 2 条、最高裁判所事務局回状 45-2019 号 (OCA Circular No. 45-2019)

以下は、オンライン支払に用いるアプリケーション「Fortune pay」の利用画面である 145 。



¹⁴⁵ 画像はいずれもスマートフォンによる操作の状況をキャプチャしたものである。

現地法律事務所によれば、以下の最高裁判所の決議が根拠とされている。ただし、 当該決議の詳細は公開されていない。

Resolution of the Court en banc dated 06 July 2021, in A.M. No. 21-03-15-SC

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

訴訟記録は書面による作成が原則とされている。電子メールで提出された裁判文書や書証等についても、裁判所において書面に出力され、保管されている¹⁴⁶。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、訴訟記録の電子化及び記録化の方法に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

本調査基準日現在、訴訟関係資料にオンラインでアクセスすることはできない。

¹⁴⁶ 改正民事訴訟規則 Rule13 第 16 条 (d)、第 18 条

調査した範囲では、訴訟関係資料へのオンラインアクセスを認める根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

本調査基準日現在、オンラインでの日程調整は行われていない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整の可否に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア現況

最高裁判所は、ウェブサイトを通じて、一部の期日情報(開催された期日の録音データ、裁判所の通知、当事者の提出した書面等)を公開している¹⁴⁷。また、一部の裁判所は、SNS を通じて、ビデオ会議による尋問期日のスケジュール等を公開している¹⁴⁸。なお、後述のとおり、ビデオ会議により開催される期日は、当事者以外の者であっても、裁判所にメールで申請を行うことにより期日を傍聴することが可能となっている。

¹⁴⁷ 最高裁判所ウェブサイト(https://sc.judiciary.gov.ph/oral-arguments/)

¹⁴⁸ 一例として、マカティ市地域裁判所第 59 部(Makati Regional Trial Court Branch 59 in Makati City)(https://www.facebook.com/fiftyninemakaticity/)

以下は、最高裁判所のウェブサイトである。

①ロ頭弁論期日における当事者の陳述等の録音データが掲載されている様子(画面をクリックすると録音データが再生される)¹⁴⁹





G.R. Nos. 252578, et al.	
Notice (May 17, 2021)	+
Announcement (May 7, 2021)	*
Announcement (April 30, 2021)	+

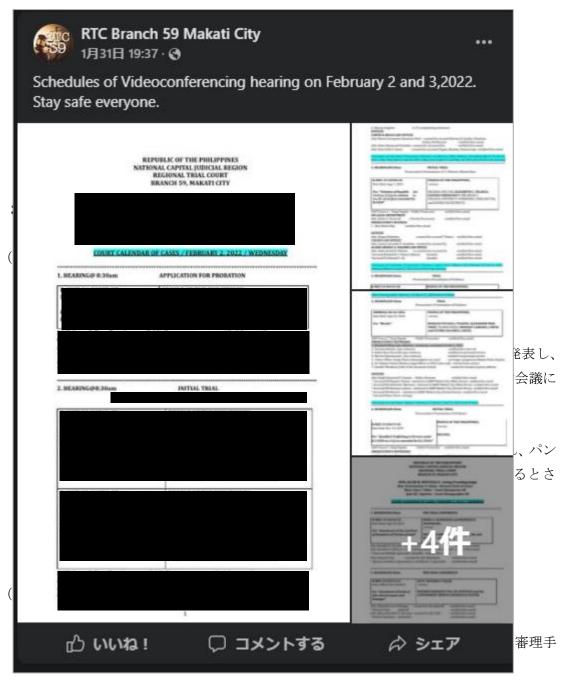
¹⁴⁹ 最高裁判所ウェブサイト(https://sc. judiciary. gov. ph/oral-arguments/anti-terrorism-act/)

②当事者の主張書面等が掲載されている様子 (リンクをクリックすると主張書面 の PDF データが表示される) ¹⁵⁰



¹⁵⁰ 最高裁判所ウェブサイト(https://sc. judiciary. gov. ph/oral-arguments/anti-terrorism-act/)

以下は、マカティ市地域裁判所第59部がFacebookページで期日情報を公開している画面である(画像を一部加工している。)151。



¹⁵¹ マカティ市地域裁判所第 59 部(Makati Regional Trial Court Branch 59 in Makati City) (https://www.facebook.com/fiftyninemakaticity/)

^{152 2020}年12月9日付け最高裁判所行政事項決議 20-12-01-SC (Supreme Court Administrative Matter No. 20-12-01-SC (Re: Proposed Guidelines on the Conduct of Videoconferencing))

¹⁵³ VC ガイドライン I.3 (c)

¹⁵⁴ VC ガイドラインⅡ.1

- ① 天災その他の事由により裁判所への物理的アクセスが制限され又はその他の 事由により裁判所又はその職員の安全が脅かされる場合
- ② 政府機関が公的に宣言した緊急事態期間中である場合
- ③ 当事者、証人又は代理人について、出頭が不可能又は困難な事情がある場合
- ④ 当事者又は証人が、テロリズムにかかる犯罪を理由に訴追を受けている等、高度のリスクが認められる者であって、拘禁等により自由を拘束されている者 (High-risk PDL (Persons Deprived of Liberty)) である場合
- ⑤ その他、最高裁判所がビデオ会議の開催を正当化する事由があると認める場合

また、当事者又はその代理人は、裁判所に対して、理由及びその裏付け等を記載した申立書を提出して、期日をビデオ会議により実施することを求めることができる。 当該申立に当たり、申立人は、指定された期日の10日前までに、裁判所及び相手 方に対して申立書を送付する必要がある。裁判所は、当該申立があった場合、これ を認めるか否かについて、ビデオ会議の開催の5日前までに決定をする¹⁵⁵。

ビデオ会議の態様には、関係者(当事者、代理人、証人、裁判官、重要な廷吏、通訳などをいう)のいずれもが裁判所に物理的に所在せずに行われる完全リモートビデオ会議と、関係者のうち1名以上が裁判所に物理的に所在して行われる一部リモートビデオ会議とがある¹⁵⁶。もっとも、VC ガイドラインは、ビデオ会議の開催に当たり、裁判官は原則として法廷又は裁判官室に所在していなければならないとしていることから、完全リモートビデオ会議が開催されるのは、例外的な場合に限られる¹⁵⁷。

ビデオ会議の手続は、運用上、Microsoft 社の Teams を使用して行われている。 当事者以外の者であっても、期日の3日前までに裁判所に電子メールで一定事項を 記載した申請書を送付することにより、ビデオ会議を傍聴することができる¹⁵⁸。た だし、提供された情報に誤り又は虚偽が含まれる場合、期日において顕出される証 拠について道徳又は品位の観点から傍聴人を排除することが必要であると認めら れる場合、児童が証言を行う場合には、裁判所は、傍聴を拒否することができる¹⁵⁹。

当事者は、書証や宣誓供述書を、期日の3日前までに電子メール等によって提出及び送付することにより、ビデオ会議において用いることができ、裁判所は期日にお

-

¹⁵⁵ VC ガイドライン **II**.2

¹⁵⁶ VC ガイドライン I. 2 (a)

¹⁵⁷ VC ガイドライン II.B (1)

¹⁵⁸ VC ガイドラインⅡ.A (5)

¹⁵⁹ VC ガイドライン II.A (5)

いて、代理人に対して、当該証拠書類を画面上で共有するよう指示し、証拠を取り 調べることができる¹⁶⁰。

また、物的証拠であっても、画面上に表示させる方法により、参加者全員に展示、確認、閲覧させることができる場合には、ビデオ会議において証拠提出することができる¹⁶¹。ただし、裁判所は、当該証拠を取り調べることが困難であると判断する場合には、法廷において尋問を行う旨を命令することができる。

現地法律事務所によれば、尋問手続をビデオ会議により実施する場合、実務上、尋問対象者が使用している機器上でTeams以外のシステムが作動していないことを確認する方法がなく、また、尋問中に証人以外の者が証人の所在する場所に存在する可能性を排除しきれないことから、証人がメッセンジャーアプリ等を通じて第三者等から指示を受け、あるいは準備した証言の内容を読み上げるといった作為が介入する懸念がある。また、証人がインターネット接続の不良を理由に質問への回答を引き延ばすといった事態も生じ得るため、尋問手続をビデオ会議により実施することに対して消極的な意見を有する弁護士も少なくない。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

4 フィリピンにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

フィリピンでは、新型コロナウイルスの感染拡大以前から、裁判手続の IT 化について議論が進められており、2019 年 6 月 25 日には拘禁を受けている者の期日への参加などを実現するためのビデオ会議の使用に関するガイドラインが最高裁判所により承認され、同年 9 月 1 日から一部地域において当該ガイドラインに基づくビデオ会議の試験的実施が始まっていた¹⁶²。また、同年 10 月には、訴訟処理の円滑化等を推進する目的で、最高裁判所が、1997 年民事訴訟規則の改正案を承認し、2020 年 5 月 1 日に改正民訴訴訟規則が施行された。同改正によって、裁判文書の

¹⁶¹ VC ガイドライン II.C (2)

¹⁶⁰ VC ガイドラインⅡ.C (1)

^{162 2019}年6月25日付け最高裁判所行政事項決議 19-05-05-SC (Supreme Court Administrative Matter No. 19-05-05-SC (Re: Proposed Guideline on the Use of Videoconnferencing Technology for the Remote Apperance or Testimony of Certain Persons Deprived of Libverty in Jail and National Penitentiaries)

電子メールによる提出等が認められるようになった。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、最高裁判所は、2020年12月9日、VC ガイドラインを承認し、2021年1月16日よりビデオ会議を用いた期日の実施が認められることとなった。

(2) 他国からの影響

特定の国の影響は認められない。

5 フィリピンにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

詳細は不明であるが、訴訟記録の IT 化がなされていない現状では、IT 化された裁判と統計システムの連携はされていないものと思われる。

(2) 今後の見通し

本調査基準日時点で裁判の IT 化と統計システムの連携について、今後の制度の整備についての見通しは不明である。

6 日本との比較

訴状や答弁書等の一定の文書は対象外とされているものの、主張・証拠のオンライン提出(電子メールによる送付)が、法律上明文で認められている点や、(少額訴訟に限られるものの)手数料等の電子納付に対応している点に関しては、フィリピンは、日本よりも裁判の IT 化が進んでいるといえる。その背景には、新型コロナウイルスの蔓延以前から、公共交通機関の未整備や首都圏を中心とした深刻な交通渋滞により、裁判所において行われる期日に出頭する当事者その他の関係者の負担が大きかったこと、新型コロナウイルスの蔓延によって裁判所において期日を開催することが著しく困難な状況が生じたことなどがあると考えられる。

また、日本と比較した場合のフィリピンの特徴として、憲法 8 条 5 項 (5) 号を根拠に、最高裁判所が、裁判手続等に関する規則を制定する権限が付与されているため、立法手続を要せずして、規則 (VC ガイドライン等) によって裁判手続を柔軟に

運用することができるという点も指摘することができる。

一方で、現地法律事務所によれば、裁判の IT 化に関する制度は一定程度整備されたものの、裁判所の設備が整っておらず、インターネット通信環境が良くないことなどを理由にビデオ会議を実施していない裁判所が一定数存在すること、裁判所によりビデオ会議の実施方法が区々であることなど、運用面においては解消するべき課題も多いとのことである。

第7 タイ

1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

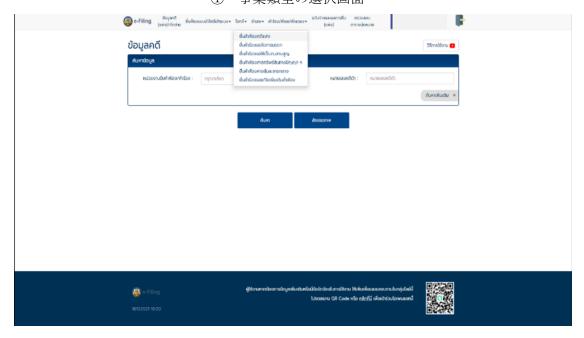
ア 現況

主張・証拠のオンライン提出は、多くの裁判所において、e-filingシステム¹⁶³又はCIOSシステム¹⁶⁴のいずれかのシステムを用いて行うことができる。

(ア) e-filing システム

通常の民事訴訟に係る訴訟提起については、e-filing システムを用いて行うことができる。また、e-filing を用いて訴訟提起がされた案件については、同システムを用いて、証拠のオンライン提出を行うことができる。

e-filingシステムにおける請求及び証拠の画面は、以下のとおりである¹⁶⁵。



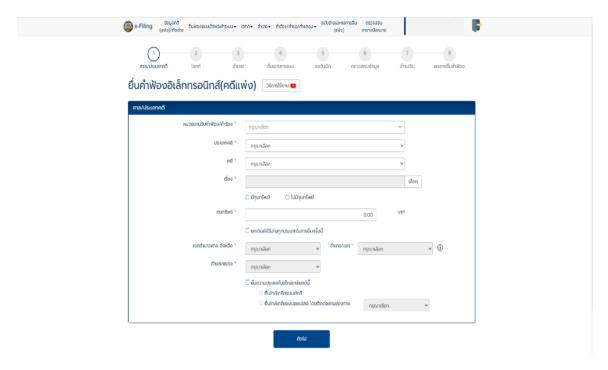
① 事案類型の選択画面

¹⁶³ 裁判所 e-filing システム HP(https://efiling3.coj.go.th/eFiling/#/)

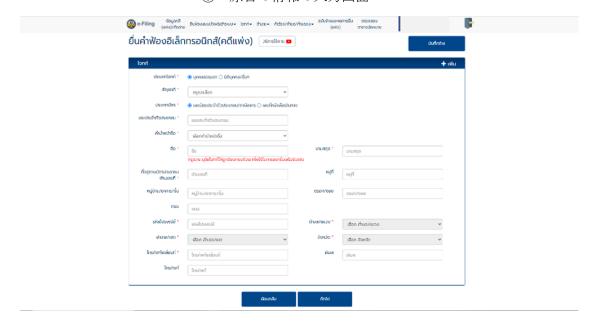
¹⁶⁴ 裁判所 CIOS システム HP(https://cios.coj.go.th/index.html)

¹⁶⁵ いずれも、裁判所 e-filing システム HP(https://efiling3.coj.go.th/eFiling/#/)

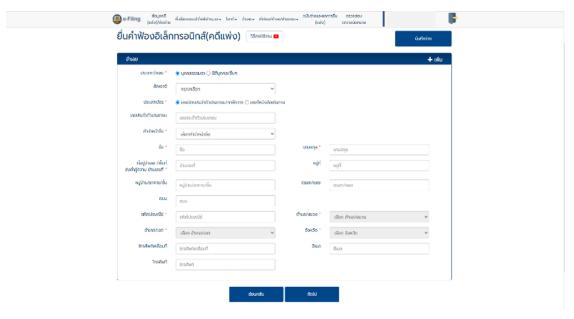
② 事案の概要の入力画面



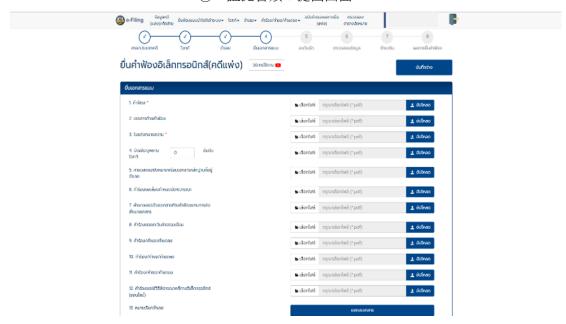
③ 原告の情報の入力画面



④ 被告の情報の入力画面

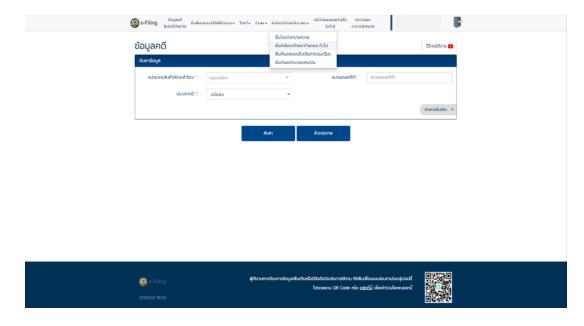


⑤ 証拠書類の提出画面

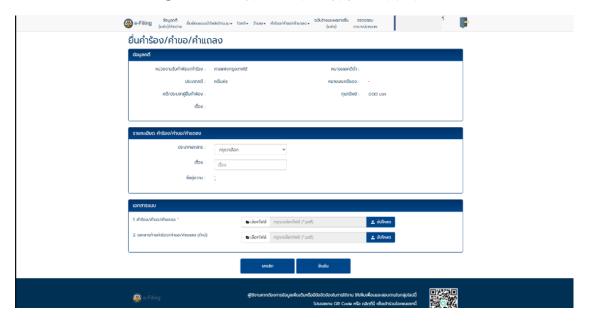


e-filing システムにおける申立て及びその証拠の提出画面は以下のとおりである。

① 申立ての種類の選択



② 申立てに際しての証拠書類の提出画面



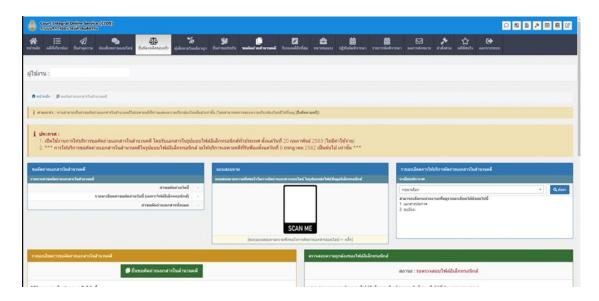
(イ) CIOS システム

家族法に係る訴訟提起については、CIOS システムが用いられる。他方、CIOS システムを用いた証拠提出については、CIOS システムを用いて訴訟提起された場合の

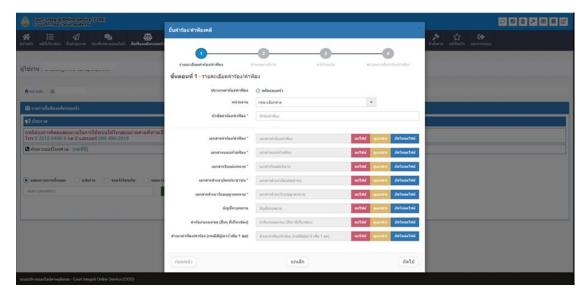
他、いずれのシステムも用いずに、訴状現物を裁判所に提出した場合においても利用することができる。そのため、家族法以外の一般の民事訴訟においても、証拠提出やその後の各種手続について、CIOSシステムが用いられることがある。

CIOSシステムにおける請求及び証拠の提出画面は以下のとおりである166。

① 新規申立ての選択画面



② 証拠書類の提出画面

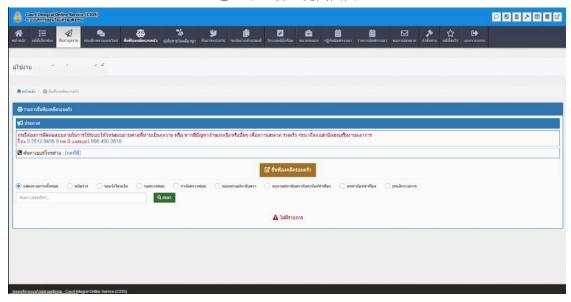


82

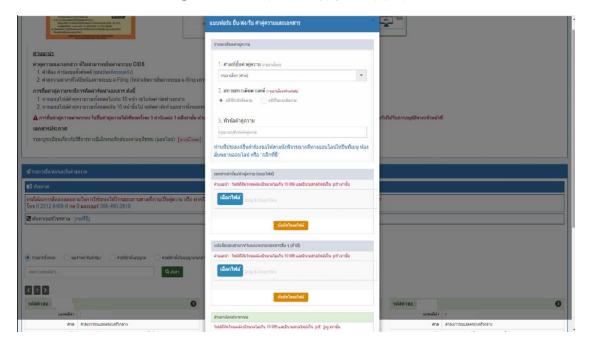
¹⁶⁶ いずれも、裁判所 CIOS システム HP(https://cios.coj.go.th/index.html)

CIOS システムにおける申立て及びその証拠の提出画面は以下のとおりである。

① 申立書の提出画面



② 申立てに係る証拠書類の提出画面



イ 根拠法令及びその内容

民事訴訟法16734/1条、68条において、最高裁判所の長官に各種訴訟手続について下

83

¹⁶⁷ Civil Procedure Code of Thailand

位規則を定める権限が付与されている。当該規定に基づき、電子申請システムによ る訴訟や証拠の提出、送付、受領に係る最高裁判所規則168において電子申請システ ムを用いた訴訟及び証拠の提出等についてのフレームワークを定められ、また、当 該規則を踏まえた手続の詳細は、電子申請システムに関する司法局通達169において 定められている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

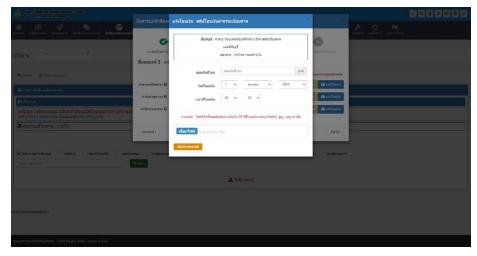
調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

もっとも、オンライン提出制度は、コロナ禍の下で急速に利用が促進されてきたと ころであり、今後の運用状況等を踏まえた詳細部分の改定は、ある程度の頻度で生 じるものと予想される。この点は、他のオンラインの訴訟手続制度についても同様 である。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

e-filing システム又は CIOS システムを利用している訴訟案件(以下「システム利 用案件」という) については、手数料等の電子納付が可能である。CIOS システムの 手数料支払画面は以下のとおりである。



¹⁶⁸ Regulations of the President of the Supreme Court on Submitting, Sending, and Receiving Pleadings and Documents via the Electronic Filing System B.E. 2560 (2017)

¹⁶⁹ Notification of the Office of the Judiciary re: Criteria, Methods and Conditions for Submitting, Sending, and Receiving Pleadings and Documents via the Electronic Filing System, dated 30 December 2020

電子申請システムに関する司法局通達 24 条及び 38 条において、クレジットカード、QR コード、インターネットバンキング等を用いた納付方法が規定されている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

証拠については、電子ファイルにより提出されるものと、紙現物により提出される ものがある。

例えば、後述3(1)ア記載のとおり、オンラインでの期日開催の場合には、e-filing システム又は CIOS システムを通じた、電子ファイルの形式による証拠の提出が必要である。それ以外の場合には、原則として、紙原本の証拠提出が必要となる。なお、紙原本で提出された証拠についても、裁判所において電子記録化されることが原則となる。

イ 根拠法令及びその内容

電子的裁判手続に関する最高裁判所規則¹⁷⁰15条において、電子ファイルにより提出された証拠を、裁判手続上の有効な証拠として認めるための考慮要素を定められている。また、電子的裁判手続を用いるための条件等に係る司法局通達¹⁷¹24条及び25条が、オンラインでの証人尋問に際しての書面や写真の提出や提示方法について規定しているほか、電子申請システムに関する司法局通達5条にて、e-filingシステム及びCIOSシステムにおける電子ファイルの提出要件(ファイルのフォーマット等)が規定されている。

 $^{^{170}}$ Regulations of the President of the Supreme Court on Electronic Court Procedure B.E. 2563 (2020)

¹⁷¹ Notification of the Office of the Judiciary re: Criteria, Methods and Conditions for Using Electronic Court Procedure

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、訴訟記録の電子化及び記録化について、具体的な改正等は予定されていない。もっとも、それらは、コロナ禍の下で急速に整備されてきたところであり、今後の運用状況等を踏まえた改定は、ある程度の頻度で生じるものと予想される。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

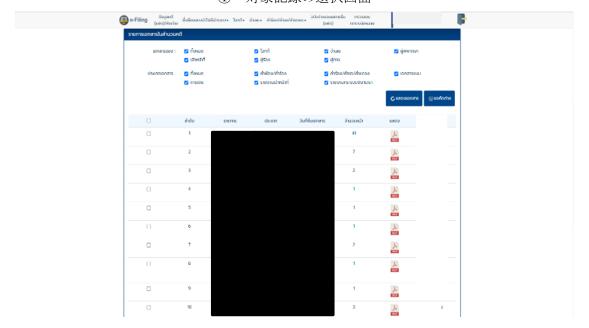
(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

訴訟関係資料については、システム利用案件については、e-filing システム又は CIOS システムを通じて、オンラインにより謄写の申請が可能である。ただし、当該申請を踏まえた開示処理自体は、営業日にのみ行われる。

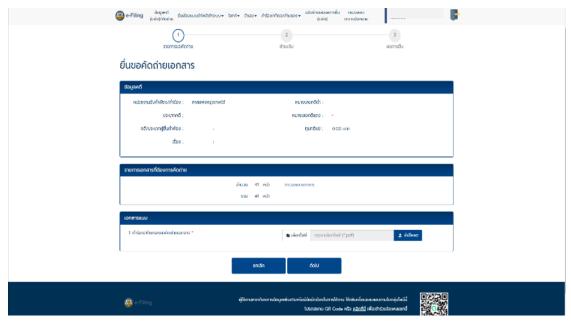
原告及び被告、並びにその代理人においては、電子化された記録については、それ らのシステムを通じたダウンロードも可能である。

e-filing システムによる記録の謄写手続画面は以下のとおりである。

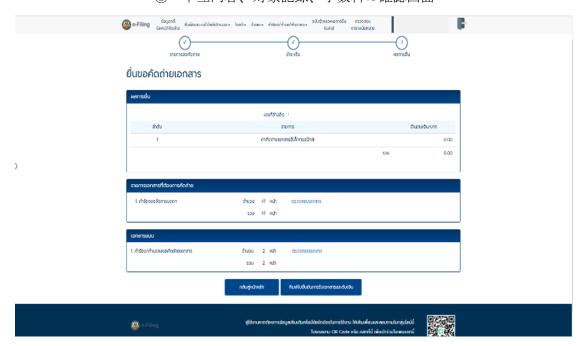


① 対象記録の選択画面

② 記録謄写申立ての提出画面

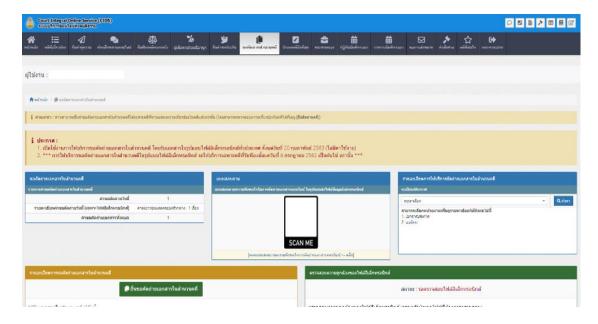


③ 申立内容、対象記録、手数料の確認画面

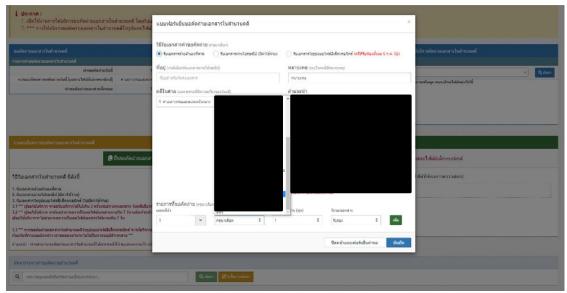


CIOS システムによる記録の謄写手続画面は以下のとおりである。

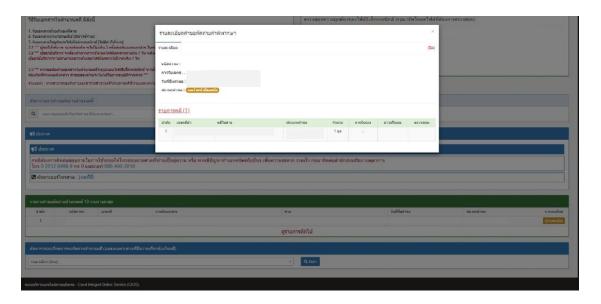
① 記録の謄写の選択画面



② 対象記録の選択画面



③ 記録の種類、裁判所の命令の状況、記録の受領方法(対面、郵送、データ受領)の 確認画面



イ 根拠法令及びその内容

電子申請システムに関する司法局通達 43 条ないし 45 条において、e-filing システムや CIOS システムを通じた記録の謄写申請手続の概要を定めている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

システム利用案件においては、それぞれのシステムを通じたオンラインでの日程調整が可能である。もっとも、実務上は、裁判期日において、両当事者の代理人の出席のもとで次回期日が調整され、確定することが多く、その場合、システム上での日程調整は用いられない。

e-filing システムの日程調整用画面は以下のとおりである。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整の可否に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

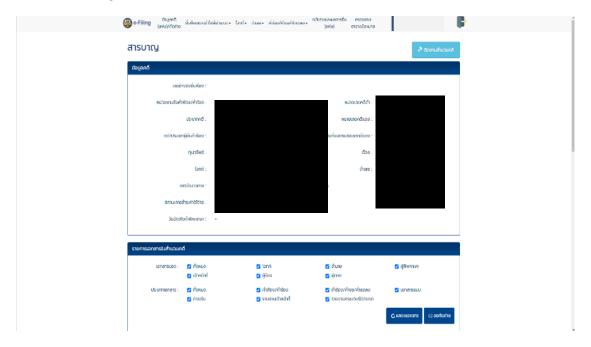
調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

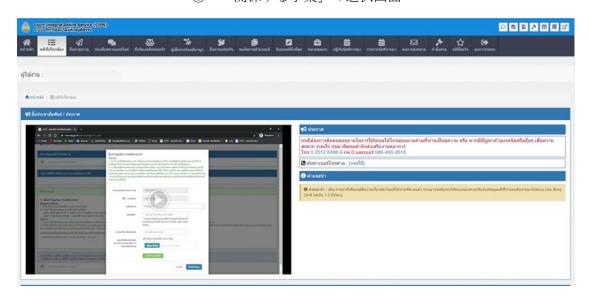
システム利用案件については、e-filing システム、CIOS システムそれぞれを通じて、関係当事者以外の者も含め、一定の期日情報(開催日、各当事者から提出された申立ての内容等)の入手が可能である。

e-filing システムの期日情報画面は以下のとおりである。

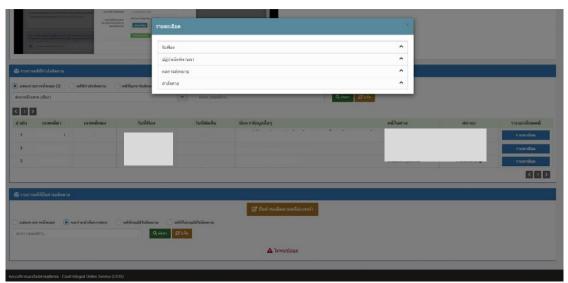


CIOS による期日情報へのアクセス画面は以下のとおりである。

① 「関係する事案」の選択画面



② 期日情報(事案の内容、当事者、期日の予定、送達等に関する情報)



イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、期日情報へのアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

制度上は、証人尋問、和解期日を含め、すべての手続について、裁判所に対する申立てをすることにより、オンラインによる実施が可能である。ただし、裁判所によっては、オンライン期日についてシステム上対応していない場合があるので、利用可否については、管轄の裁判所次第である。

イ 根拠法令及びその内容

電子的裁判手続に関する最高裁判所規則において、オンラインでの期日開催に関す

るフレームワークや原則的な手続を定めている。それを受けて、電子的裁判手続に 関する司法局通達において、手続の詳細を定めている。例えば、当事者や証人が参 加する場所は、騒音がなく、隔離された場所でなければならないこと、当事者や証 人の本人確認手続、書面や写真の提示方法などが定められている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

4 タイにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

外国での裁判手続の電子化の動きを受け、裁判の IT 化を目指し、2017 年に電子申請システムに関する最高裁判所長官規則が制定され、更にそれを受けて、同年に司法局長官の通達が出された。それらを踏まえ、まずは e-filing システムが 2017 年に導入され、その後、CIOS システムも 2018 年に追加された。

2017年当初は、利用できる裁判手続の種類も、裁判所も限定的であったが、次第に利用が拡大し、いずれのシステムも、コロナ禍において広く利用されるようになった。

(2) 他国からの影響

司法制度を国際的な水準に引き上げることを目的として、電子申請制度が導入されたものの、特定の国の影響は認められない。

5 タイにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現狀

本調査基準日現在においては、IT 化された裁判と統計システムの連携はされていないものと思われる。

(2) 今後の見通し

本調査基準日時点で裁判の IT 化と統計システムの連携について、今後の制度の整

備の見通しは不明である。

6 日本との比較

日本では、弁論準備手続や書面による準備手続等をオンラインで実施することができるものの、それ以外の訴訟手続については、IT 化が導入されている範囲が限定され、訴訟手続をオンラインで実施するためのプラットフォームも、支払督促手続に関する「督促手続オンラインシステム」「TZを除き、整備が進んでいない。これに対し、タイでは、主張・証拠のオンライン提出(e-filing システムや CIOS システムを通じた提出)や手数料等の電子納付が可能であるうえ、訴訟記録もオンラインで管理され、証拠のオンラインでの謄写が可能である。さらに、口頭弁論期日を含めたオンラインでの期日開催が可能である点も日本と異なる。このように、タイにおいては、訴訟手続のプロセスの多くをオンラインで実施することができ、オンライン提出用のシステム等も整備されているため、日本よりも裁判の IT 化が進んでいるといえる。

٠

¹⁷² https://www.toku-on.courts.go.jp/GA0102.html

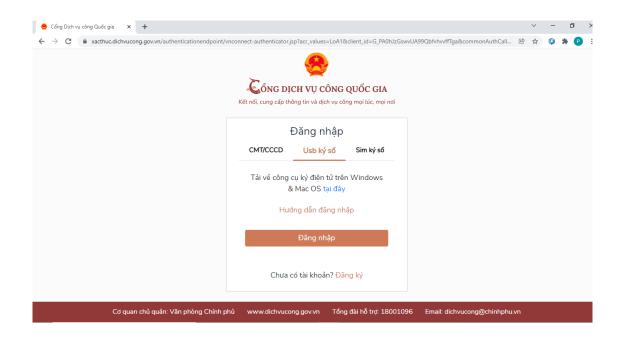
第8 ベトナム

1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

訴状及び資料・証拠は、裁判所の電子ポータルサイト¹⁷³にオンライン送信する方法 で、送付することができる。以下は、裁判所の電子ポータルサイトのログイン画面 である。



イ 根拠法令及びその内容

(ア) 民事訴訟法第 92/2015/QH13 号(以下「民事訴訟法」という) 190 条 1 項

訴訟人は、訴状及び資料・証拠を管轄裁判所に送付する際、管轄裁判所に直接提出する方法、管轄裁判所に郵便で送付する方法のほか、裁判所の電子ポータルサイトにオンライン送信する方法のいずれかを選択することができる。

¹⁷³ 裁判所の電子ポータルサイト (https://bit.ly/3oQzivh)

(イ) 最高人民裁判所裁判官評議会議決第 04/2016/NQ-HDTP 号(以下「**04 号議決**」という) 5条1項、12条、19条1項

裁判所の電子ポータルサイトにオンライン送信する方法を選択する場合、有効なメールアドレス及び管轄機関・組織により発行された電子証明書¹⁷⁴により認証された電子署名を有していなければならず、裁判所への電子データ送受信の登録手続を行わなければならない。また、オンライン送信した書類の原本又はその合法的な写しを事後的に提出しなければならない。

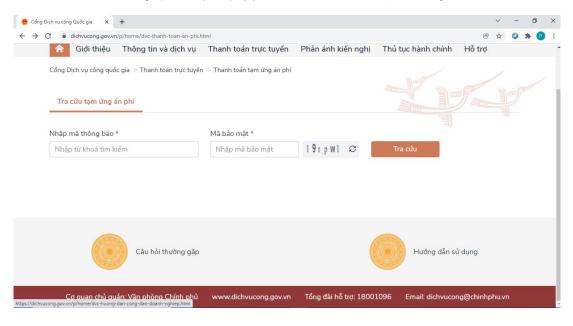
ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度が整備される見通しは明らかになっていない。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

全国公共サービスポータル(https://dichvucong.gov.vn/p/home/dvc-thanh-toan-an-phi.html)にて訴訟費用の電子納付・電子決済を行うことができる。決済手段としては、ベトナム国内銀行からのインターネットバンキングによる振込みを利用することができる。以下は、訴訟費用納付のログイン画面である。



¹⁷⁴ 認証された機関・組織又は個人が、電子署名を行った者であることを証するために、電子署名認証サービスプロバイダーが発行するもの(電子取引法第 51/2005/QH11 号 4 条 1 項)

調査した範囲では、手数料等の電子納付・電子決済に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

訴訟記録は書面による作成が原則とされている。裁判所の電子ポータルサイトに送信された訴状及び資料・証拠についても、裁判所は電子ポータルサイトに送信された訴状及び資料・証拠を出力し、保管するものとされている¹⁷⁵。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、訴訟記録の電子化及び記録化に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

当事者は他の当事者が提出し、又は裁判所が収集した資料、証拠を謄写、複写する権利を有する¹⁷⁶が、本調査基準日現在、訴訟関係資料へのオンラインアクセスは行われていない。

^{175 04} 号議決 10 条 1 項

¹⁷⁶ 民事訴訟法 70 条 8 項

調査した範囲では、訴訟関係資料へのオンラインアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

本調査基準日現在、オンラインでの日程調整は行われていない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整の可否に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

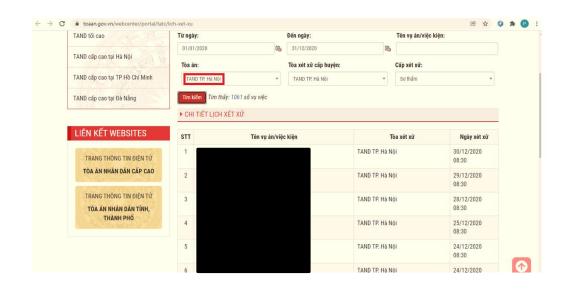
本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア現況

期日情報は一般的に最高人民裁判所のウェブサイト¹⁷⁷や各級裁判所のウェブサイト ¹⁷⁸にて検索することができる。以下は、ハノイ市人民裁判所における、2020年1月1日から 2020年12月31日まで日付指定した期日情報(日付、時間、当事者名、事件内容)の画面である。

¹⁷⁷ 最高人民裁判所のウェブサイト (https://www.toaan.gov.vn/webcenter/portal/tatc/lich-xet-xu) がとして、ハノイ市人民裁判 (https://hanoi.toaan.gov.vn/webcenter/portal/hanoi/lichxetxu)、ダナン市人民裁判所 (https://bit.ly/3Mghd4C)。



調査した範囲では、期日情報へのアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア 現況

2022年2月1日より、オンライン裁判が認められるようになった。

イ 根拠法令及びその内容

オンライン裁判の実施に関する最高人民裁判所・最高人民検察院・公安省・防衛省・ 法務省の共同通達第 05/2021/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BCA-BQP-BTP 号 (以下「**05 号通 達**」という) が 2022 年 2 月 1 日に施行された。

(ア) 適用範囲

事実関係・性質が複雑でなく、証拠が明確である民事・行政・刑事事件のみが適用 対象とされる。ただし、国家機密・国家の安全侵害・平和破壊・人道・戦争犯罪に 関する事件は適用対象外とされる。

(イ) オンライン裁判を行う条件(05号通達6条)

刑事事件については、検察院の書面により同意をもって、オンライン裁判が実施可能となる。

民事・行政事件については、特段の規定はなく、裁判所が裁量で決定するものと考えられる。

(ウ) オンライン裁判の方式(05 号通達 4 条)

メインライブストリーム地及びサブライブストリーム地(裁判所により承認された 当事者が希望する場所であり、3か所を超えない)を中継する。

(エ) オンライン裁判の通知(05号通達3条及び6条)

刑事事件については、公判実施決定書の発行日の少なくとも7日前までに、裁判所は検察院に対し、書面によりオンライン裁判について意見聴取を行う。検察院は3営業日以内に、オンライン裁判に同意する書面を裁判所に提出する。検察院の書面による同意をもって、オンライン裁判が実施可能となる。

民事・行政事件については、特段の規定は置かれていない。

(オ) オンライン裁判の手順(05号通達13条1項)

裁判手順は、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法の規定に従うものとされる。

ウ 今後の法制度整備の見通し

本調査基準日現在、法制度整備の見通しは明らかになっていない。

4 ベトナムにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

2016 年 12 月 30 日に 04 号議決が公布され、また、2017 年 3 月 16 日に裁判所ウェブサイト上における判決公開を定める最高人民裁判所裁判官評議会議決第 03/2017 /NQ-HDTP 号が公布された。その後、ベトナムにおける裁判の IT 化導入に関し、特段の動向はなかったが、2021 年 9 月 27 日に、最高裁判所が本規則案を公表した。

(2) 他国からの影響

ベトナムにおける裁判の IT 化導入の動向に関し、特定の国から影響を受けている 事実は見受けられない。

5 ベトナムにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

詳細は不明であるが、訴訟記録の IT 化がなされていない現状では、IT 化された裁判と統計システムの連携はされていないものと思われる。

(2) 今後の見通し

本調査基準日時点で、裁判の IT 化と統計システムの連携について、今後の制度の整備についての見通しは不明である。

6 日本との比較

日本では支払督促の申立てを除き、主張のオンライン提出は認められていないのに対し、ベトナムでは訴状や証拠のオンライン提出が認められており、いわゆるe提出についてはベトナムの方が日本に比べてIT化が進んでいるといえる。期日のオンラインでの実施についても、近時、ベトナムでは一定の場合にオンライン裁判を実施することができるようになったため、この面において日本の方が裁判のIT化が進んでいるとはいえなくなっている。訴訟記録の管理や閲覧についてのオンライン化が進んでいない点では、日本とベトナムは共通している。

第9 カンボジア

1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況

(1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

本調査基準日現在、主張・証拠のオンライン提出は認められていない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、主張・証拠のオンライン提出に関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

本調査基準日現在、訴訟費用及び手数料などの支払いについては電子納付・電子決済を行うことはできない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、手数料の電子納付・電子決済に関する根拠法令はなかった。

なお、裁判所窓口における手数料の支払いについてカンボジア民事訴訟法(以下「**民事訴訟法**」という)61条7項は「手数料は裁判所窓口において現金で納める。申立ての際に手数料の納付がない申立ては、不適法な申立てとする。」と規定している。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

本調査基準日現在、訴訟記録の電子記録は認められていない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、訴訟記録の電子化及び記録化に関する根拠法令はなかった。民 事訴訟法 258 条に訴訟記録の閲覧に関する規定のみが置かれている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

本調査基準日現在、訴訟関係資料にオンラインでアクセスすることはできない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、訴訟関係資料へのオンラインアクセスを認める根拠法令はなかった。民事訴訟法において、訴訟記録の閲覧に関する規定のみが置かれており、258 条は、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に対し、手数料を納付して、訴訟記録の閲覧、謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、書記官が署名しなければならない」と定めている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

本調査基準日現在、オンラインによる裁判期日の日程調整に関して、口頭弁論期日、準備手続期日、証拠調べ期日、和解期日のいずれについても行うことができない。

ただし、プノンペン高等裁判所は、一部の事件について判決言渡し期日の変更や裁判期日の延期¹⁷⁹などについて同裁判所のホームページにおいて通知書を公開している¹⁸⁰。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、オンラインによる日程調整に関する根拠法令は存在しなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

各始審裁判所¹⁸¹の裁判期日情報へのオンラインアクセスはできないが、プノンペン 高等裁判所¹⁸²及び最高裁判所¹⁸³のホームページにおいて、民事訴訟及び刑事訴訟の 裁判期日のスケジュールが公開され、アクセスできるようになっている。その中に 事件の番号、事件の日付、原告の氏名、被告の氏名、訴訟の目的が掲載され、最高 裁判所のホームページにおいてはこれらの情報に加え、呼出状も添付されている¹⁸⁴。

¹⁷⁹ 「裁判期日の延期に関する通知書」プノンペン高等裁判所 Web サイト

⁽http://courtofappealpp.gov.kh/en/news-events/news/12-01-2020_023554pm/)

¹⁸⁰ 「判決言渡し期日の変更に関する通知書」プノンペン高等裁判所 Web サイト

⁽http://courtofappealpp.gov.kh/en/news-events/news/11-01-2021_064610pm)

¹⁸¹ 始審裁判所とは、第一審裁判所のことである。

¹⁸² 「裁判のスケジュール」プノンペン高等裁判所 Web サイト

⁽http://courtofappealpp.gov.kh/en/hearing-schedule/2021-11-10/1)

¹⁸³「裁判のスケジュール」最高裁判所 Web サイト(http://www.supremecourt.gov.kh/hearing-schedule)

¹⁸⁴ 「民事訴訟及び刑事訴訟の裁判のプログラム」最高裁判所 Web サイト (http://www.supremecourt.g ov.kh/hearing-schedule-case/149)

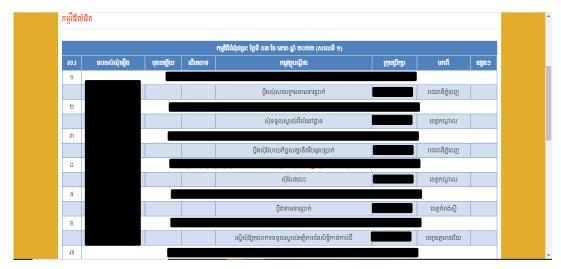
(ア) プノンペン高等裁判所の裁判スケジュール画面

[プノンペン高等裁判所の裁判スケジュールリスト画面]



a 民事裁判

[プノンペン高等裁判所の、事件の番号、事件の日付、原告の氏名、被告の氏名、訴訟の目的等民事裁判情報の詳細画面]



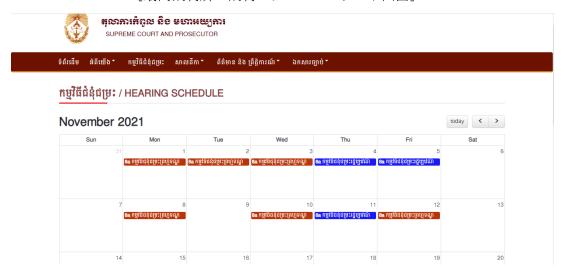
b 刑事裁判

[プノンペン高等裁判所の、事件の番号、事件の日付、原告の氏名、被告の氏名、罪名等の刑事裁判情報の詳細画面]



(イ) 最高裁判所の裁判スケジュールの画面

[最高裁判所の裁判スケジュールリスト画面]

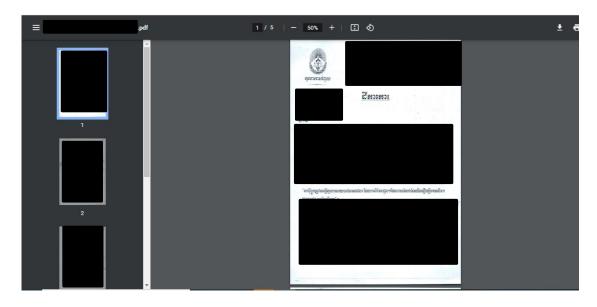


a 民事裁判

[最高裁判所の、事件の番号、事件の日付、原告の氏名、被告の氏名、訴訟の目的等民事裁判情報の詳細画面]

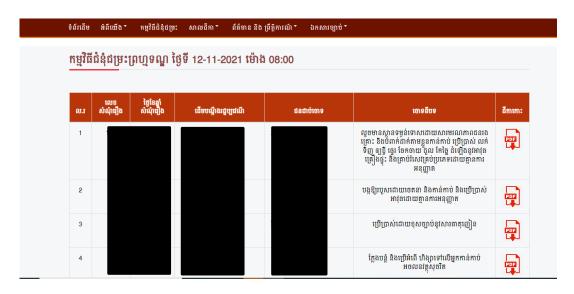


[最高裁判所の民事裁判の呼出状の画面]

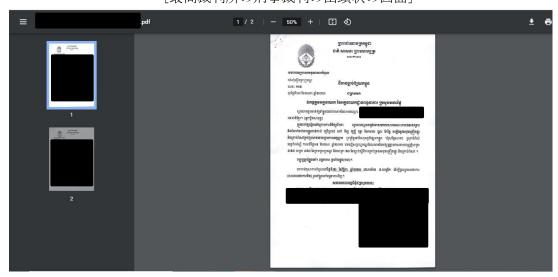


b 刑事裁判

[最高裁判所の、事件の番号、事件の日付、原告の氏名、被告の氏名、罪名等の刑事 裁判情報の詳細画面]



[最高裁判所の刑事裁判の出頭状の画面]



イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、期日情報へのアクセスに関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア現況

(ア) 口頭弁論期日

本調査基準日現在、口頭弁論期日における手続は、ウェブ会議等を利用することが認められていない。

カンボジアにおける口頭弁論期日における手続は、民事訴訟法に基づいて行われる 必要があり、同法 115 条 1 項は、「口頭弁論は、当事者双方が立ち会うことのでき る期日において行わなければならない」と定め、2 項は「口頭弁論は、公開の法廷 で行わなければならない。ただし、公開することが公の秩序を害するおそれがある とき、又は法律に特別の定めがあるときは、この限りではない。」と定めている。

(イ) 争点整理手続等、口頭弁論期日以外の手続(和解手続も含む)

本調査基準日現在、弁論準備手続、及び口頭弁論における準備書面提出等は、ウェブ会議等を利用することは認められていない。

イ 根拠法令及びその内容

調査した範囲では、口頭弁論期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況に 関する根拠法令はなかった。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

4 カンボジアにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として 2021 年 4 月 14 日から 5 月 6 日までの間にプノンペン市とカンボジア国内におけるロックダウンが実施された際、2021 年 4 月 19 日に司法省がカンボジア国内のロックダウン及び移動禁止の実施期間中における不服申し立ての受理に関する指示書第 02 号を発出し、「各級裁判所、特にプノンペン始審裁判所、カンダル州始審裁判所及びプノンペン高等裁判所において、ロックダウン実施期間中に事前に電子的手段(Telegram アプリ)を通じて不服申立て申請を受理する」ことを指示した¹⁸⁵ 186。そして、ロックダウン期間が終了後、電子で提出した不服申し立ては書面の原本を直接裁判所に提出することが必要であるとされた。なお、ロックダウン解除後は、通常の手続に戻り、電子的手段に基づく不服申し立て申請は認められていない。

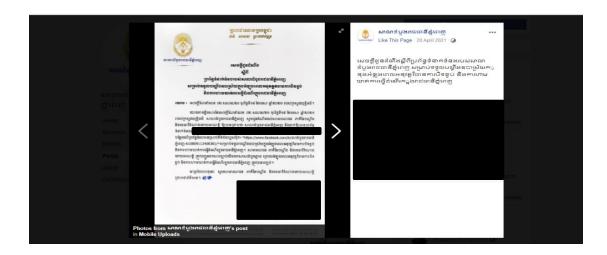
なお、その後の IT 化導入や制度検討に関する動きはない。

2021 年 4 月 19 日に司法省がカンボジア国内のロックダウン及び移動禁止の実施期間中における不服申し立ての受理に関する指示書第 02 号に基づく、プノンペン始審裁判所及びプノンペン高等裁判所の Facebook ページでの電子的手段 (Telegram アプリ)を通じる不服申し立て申請の受理に関する通知書の画面は以下のとおりである。

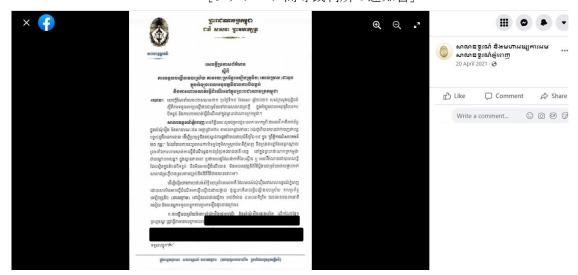
 $^{^{185}}$ សេចក្តីណែនាំលេខ ០២ សណន/២១ ស្តីពីការទទួលពាក្យបណ្តឹងឧជាស្រ័យនៅតាមសាលាជម្រះក្តីក្នុងអំឡុងពេល អនុវត្តវិធានការបិទខ្ទប់ និងការហាមឃាត់ការធ្វើដំណើរនៅក្នុងព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា 「2021~年~4~月~19~日 のカンボジア国内におけるロックダウン及び移動禁止の実施期間中における不服申し立ての受理に関する指示書第02~5) (http://www.moj.gov.kh/kh/news-event/800)

¹⁸⁶ ここにいう不服申立てとは、申請期限のある、裁判官又は検察官の決定に対する不服申立書の提起 や、始審裁判所の判決に対する上訴の申立てを指す。

[プノンペン始審裁判所の通知書]



[プノンペン高等裁判所の通知書]



(2) 他国からの影響

本調査基準日現在、裁判の IT 化に関する情報や動向はないため、他国からの支援 等を受けていないものと考えられる。

5 カンボジアにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

本調査基準日現在、カンボジア司法省(以下「**司法省**」という)のホームページにて、プノンペン始審裁判所とその他の州始審裁判所における実際の民事訴訟の判決が 44 件公開されており、オンラインでアクセスすることができる¹⁸⁷。司法省のホームページには、今後、始審裁判所における判決が公開されていくと記載されている。

また、司法省のホームページにて一定の種類の民事事件に関する書式例も掲載されている¹⁸⁸。具体的には、借金返済、売買契約に基づく所有権譲渡の登録の手続、契約の解消に基づく所有権移転登記の登録抹消の手続、離婚請求及び相続分割等に関する書式が公開されている¹⁸⁹。さらに、以下の項目のとおり、それぞれの詳細資料が添付されている。

- 訴状事件、答弁書、準備書面及び判決に関する説明書
- 原告および被告の個別の請求
- 期日表
- 事件の関係図
- 訴状
- 準備書面
- 原告の準備書面
- 判決
- 証拠の説明

さらに、最高裁判所のホームページ¹⁹⁰において刑事訴訟、民事訴訟、労働紛争、商取引などの最高裁の判決の検索機能が設けられているが、実際上アクセスは可能となっていない。プノンペン高等裁判所のホームページ¹⁹¹においても、民事判決、刑事判決、保全決定、忌避決定等の検索機能が設けられており、裁判の種類、番号、発行日、事件番号、訴訟記録日及び目的に関する項目が掲載されているが、これら

¹⁸⁷ 「民事訴訟の判決」司法省 Web サイト(<u>http://www.moj.gov.kh/kh/actual-civil-judgments)</u>

¹⁸⁸ 「模擬事件書式例」司法省 Web サイト(http://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents)

¹⁸⁹ 「模擬事件書式例」司法省 Web サイト(<u>http://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents)</u>

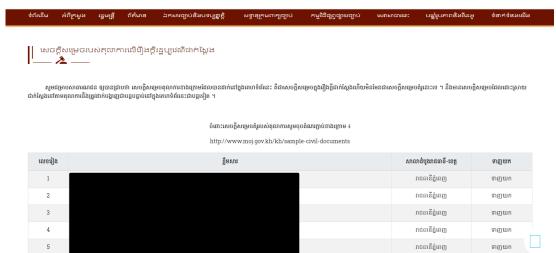
¹⁹⁰ 「最高裁判所の判決」最高裁判所 Web サイト(http://www.supremecourt.gov.kh/civil-judgement)

^{191 「}プノンペン高等裁判所の判決」プノンペン高等裁判所 Web サイト (http://courtofappealpp.gov.k h/en/judgements/civil-judgements)

の情報へのアクセスは可能となっていない。

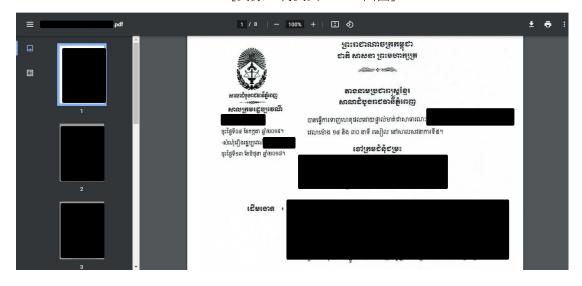
前述のとおり、各始審裁判所の判決が司法省のホームページで公開されつつ、最高裁判所および高等裁判所のホームページにおいてもそれぞれの判決のアクセス機能が設けられているため、カンボジアにおける判決の公表に関しては IT 化の動きが一定程度あるといえる。なお、訴訟記録や判決以外についての裁判の IT 化と統計システムの連携の情報は存在しない。

以下は司法省ホームページでの民事事件の実際の判決ページの画面である。



[司法省ホームページでの民事事件の判決リストの画面]

[実際の判決文の PDF 画面]



(2) 今後の見通し

本調査基準日現在、判決公開以外の裁判の IT 化と統計システムの連携に関する情報が公開されていないため、今後の見通しは不明である。

6 日本との比較

日本では、弁論準備手続等、現行制度下でもオンラインで実施できる裁判手続があるのに対し、カンボジアにおいては、本調査基準日時点において、ウェブ会議による期日の実施は認められておらず、裁判の IT 化が図られているのは期日情報へのアクセス等の限られた範囲に過ぎない。カンボジアでは、期日情報とともに、当該期日に関連する情報として民事裁判の呼出状や刑事裁判の出頭状がインターネット上で公開されている点が特徴的であるが、プライバシー上の問題が生じないか懸念されるように思われる。

また、日本では裁判のIT化のための制度改正が具体的に検討されているのに対し、 カンボジアでは、本調査基準日時点において、調査した範囲では、恒常的な制度と して裁判のIT化を進める動きは見受けられていない。

第10 イギリス

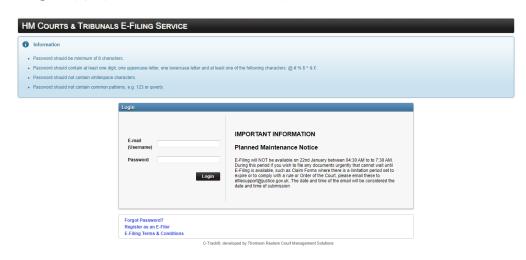
- 1 裁判の IT 化① —— e 提出の整備状況
- (1) 主張・証拠のオンライン提出

ア 現況

HM Courts & Tribunals Service (王立裁判所・審判所サービス、以下「HMCTS」という)が運営する Courts Electronic Filing systems (CE-File)というオンラインサービスを利用して、訴状を含む主張・証拠をオンラインで提出することが可能である。CE-File は、2015 年から試験的(パイロット)スキームとして期限付きで実務指示 (Practice Direction、以下「PD」という)510 条に基づき実施されてきたが、当該スキームの内容は、これまで何回かの改訂を経て、実施期間も延長されている。現在の延長期間は2022 年4月6日までとされている。また、2017 年4月25日からロンドンの一部の裁判所では CE-File を利用することが義務とされている。現在、CE-File は、イングランド及びウェールズの他の裁判所でも順次展開されている状況である。

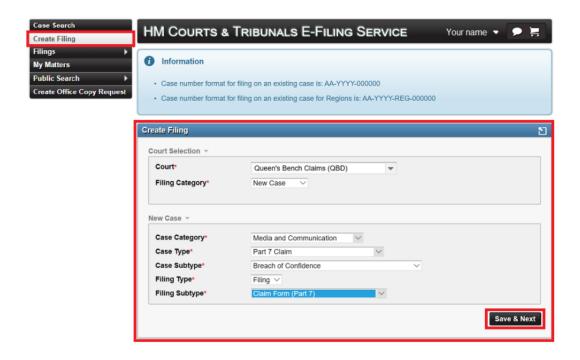
以下は CE-File 上の主張・証拠の提出画面である。

① 提出用ウェブサイトへのログイン画面192

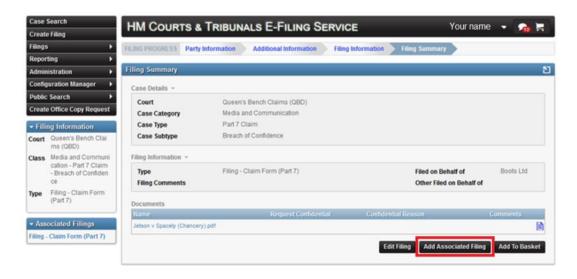


¹⁹² HM Courts & Tribunals E-Filing Service ウェブサイト(https://efile.cefile-app.com/login)

② 事案類型の入力画面193



③ 関連書面の提出画面194



¹⁹³ HM Courts & Tribunals E-Filing Service ウェブサイト(https://www.gov.uk/government/publications/how-to-use-the-hmcts-e-filing-service/submit-and-manage-your-filings)

 $^{^{194}}$ HM Courts & Tribunals E–Filing Service ウェブサイト(https://www.gov.uk/government/publications/how-to-use-the-hmcts-e-filing-service/submit-and-manage-your-filings)

イ 根拠法令及びその内容

PD5B条が、民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules、以下「CPR」という)が適用される手続に関して、当事者が電子メールにて通信及び書面を提出する場合のガイダンスを提供している。また、PD510条は、CPR5.5条、7.12条及び51.2条に基づき、試験的 (パイロット) スキームの内容を定めている。具体的には、同スキームが適用される期間 (現在は2015年11月16日から2022年4月6日までと規定されている。) や適用される裁判所や手続について定められている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

CE-File は、2022 年 1 月 10 日より控訴審民事部門でも展開されて、弁護士等の職業法曹については 2022 年 2 月 14 日から CE-File を利用することが義務とされる予定である。その他の裁判所でも 2022 年にかけて、CE-File が引き続き展開される予定である。

(2) 手数料等の電子納付・電子決済

ア 現況

CE-File を利用できる場合には、CE-File のアカウントから支払ったり、クレジットカードやデビットカードを利用して手数料等を支払ったりすることができる。 PD510 条では、その他のオンラインでの支払方法によって支払うこともできることが明記されている。現時点で、CE-File を利用することができない裁判所では、小切手、現金、デビットカード、クレジットカードにて手数料を直接支払うために裁判所へ出向くか、HMCTS 宛に小切手を郵送する必要がある。

CF-File における手数料等の支払画面は以下のとおりである195。

① 支払方法の選択画面



② 支払完了を示す画面

Payment confirmation

Order reference: 61540903622730
Total charge: 455.00 GBP
Beneficiary: HMCTS

Your payment is accepted

Payment reference: 3101784150

You will now be redirected to the merchant's website. A warning message might be displayed, as you are about to leave the secure environment.

OK

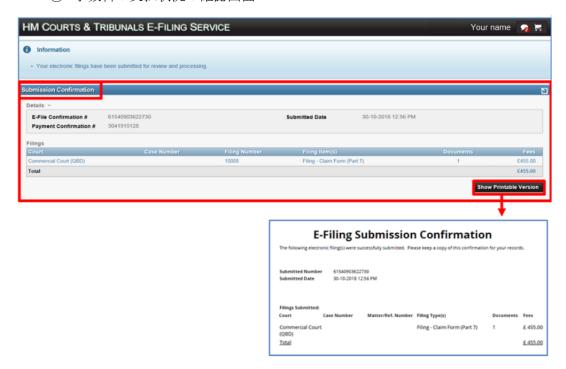
POWERED BY

DOKERED BY

Back to our Catalogue Back to merchant site

 $^{^{195}}$ HM Courts & Tribunals E–Filing Service ウェブサイト (https://www.gov.uk/government/publications/how-to-use-the-hmcts-e-filing-service/submit-and-manage-your-filings)

③ 手数料の支払状況の確認画面



イ 根拠法令及びその内容

PD510 条パラグラフ 6.1 では、CE-File を利用して書面を提出する場合、原則としてアカウントを通じて、デビットカード、クレジットカード又はその他のオンラインでの支払手段を利用して費用を支払うことができるとされている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

手数料等の支払いに関して、特に今後、法制度が整備される予定はないと思われるが、前記のとおり CE-File が今後、他の裁判所でも展開される予定であるので、それに伴い手数料等の電子納付・電子決済をすることができる裁判所が増えてくると考える。

(3) 訴訟記録の電子化及び記録化の方法

ア 現況

PD510条パラグラフ 13.3 に基づき、電子媒体での訴訟記録は、判決後 2 か月間保管 されるが、その後は削除されると規定されている。当該保管期間は、当事者の要求 による裁判所の命令により又は裁判所の自主的な判断により延長することができ

る。

イ 根拠法令及びその内容

PD510 条パラグラフ 13 のパラグラフ 13.2 では裁判所が命じた場合には電子的な訴 訟記録を提出しなければならないことが定められ、またパラグラフ 13.3 では電子 媒体での訴訟記録は、原則として判決後、2か月間保管することが定められている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

2 裁判の IT 化② —— e 事件管理の整備状況

(1) 訴訟関係資料へのオンラインアクセス

ア 現況

CE-File が実施されている裁判所では、訴訟関係資料は電子事案管理ファイル (Electronic Working Case File) に保管される196。訴訟関係資料が提出され、裁 判所がそれを受理すると、裁判所が事案管理ファイルを更新して、当該ファイルに 受理された資料が保管される。CE-File のアカウントを通じて、当事者や代理人等 の許可を受けた者は、電子事案管理ファイルに保管された資料を閲覧することがで きる197。また、裁判所に設置されている HMCTS が提供する端末でも訴訟手続に関す る電子的な記録を閲覧することができる。さらに、電子事案管理ファイルに保管さ れた資料について、当該ファイルから電子コピーを取得することもできる。

¹⁹⁶ PD510 条パラグラフ 2.4

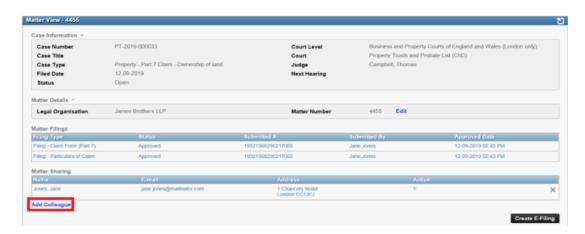
¹⁹⁷ PD510 条パラグラフ 14.1

以下はCE-File に保管された資料の一覧を示す画面である198。



また、CE-File に保管された資料の閲覧を同僚弁護士など他の代理人に許可する際の画面は以下のとおりである¹⁹⁹。

① 訴訟資料の閲覧許可の対象者を追加する画面



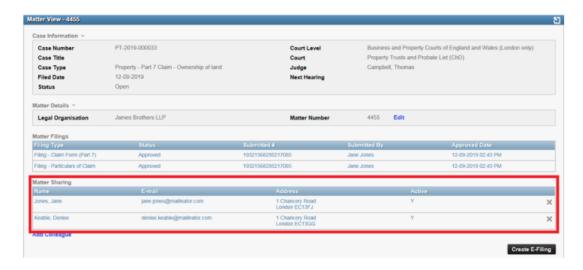
② 閲覧許可の対象者を入力する画面



 $^{^{198}}$ HM Courts & Tribunals E-Filing Service ウェブサイト(https://www.gov.uk/government/publications/how-to-use-the-hmcts-e-filing-service/submit-and-manage-your-filings)

¹⁹⁹ HM Courts & Tribunals E-Filing Service ウェブサイト(https://www.gov.uk/government/publications/how-to-use-the-hmcts-e-filing-service/submit-and-manage-your-filings)

③ 資料の閲覧許可を行った後の画面



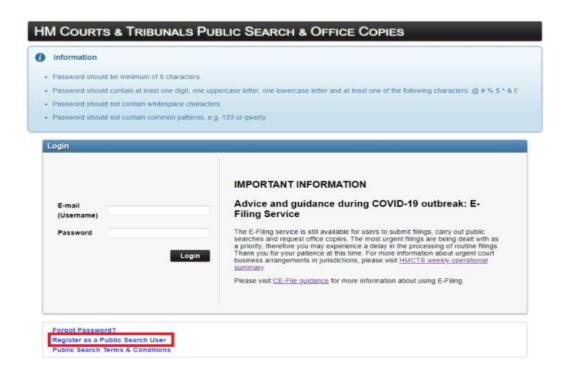
当事者でない者も電子事案管理ファイルに保管され、一般に公開されている資料を個人のPC等により確認することができ、又は裁判所に設置されている端末 (public kiosk) を利用して電子事案管理ファイルに保管されている資料を確認することができる²⁰⁰。当事者でない者が一般に公開されている資料のコピーを取得するためには、申請書を提出して、手数料を支払う必要がある。事案名、当事者、開示されている費類に関して CE-File の一般検索で調査することも可能である。

122

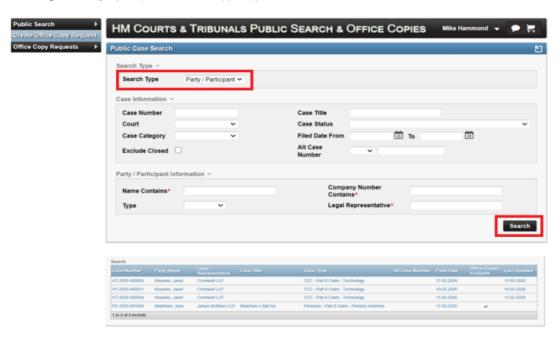
²⁰⁰ PD510 条パラグラフ 15.1

CE-File で一般検索を行う際の画面は以下のとおりである²⁰¹。

① 一般検索利用者の登録画面



② 一般検索で調査したい事案の類型を選択する画面



²⁰¹ HM Courts & Tribunals E-Filing Service ウェブサイト(https://www.gov.uk/government/publications/how-to-use-the-hmcts-e-filing-service/create-a-public-search-and-request-office-copies)

刑事事件に関しても、Digital Case System (以下「DCS」という)により事件が電子的に管理されている。DCS に基づき、イングランド及びウェールズの全ての刑事法院 (Crown Court) において、裁判官、書記官、弁護人、検察官、及び保護観察官らが訴訟関係資料を電子的に準備・提出・アクセスすることが可能である。同システムの利用者は、保管されている文書を操作し、注釈等を付記することもできるとされている。なお、英国の検察庁 (Crown Prosecution Service: CPS) も DCS を使用しているが、個人情報保護法のため、裁判官は DCS の一部にアクセスできないようにされている。当事者が当該資料を裁判官に提出するためには、DCS から当該資料をダウンロードして「Trial Documents」セクションに改めてアップロードするか、裁判官の指示に従った方法で開示する必要がある。2021年より Common Platformという新たなシステムが刑事司法制度で採用されており、特定の刑事法院及び治安判事裁判所(Magistrates' Court)では警察官、裁判官、裁判所職員、弁護人や検察官、保護観察官等の刑事事件関係者が、ユーザーフレンドリーでセキュリティの高いオンラインシステムを使用して、最新の事件の詳細や文書にアクセスできるようになっている。

以下は刑事法院の DCS のトップ画面である²⁰²。



イ 根拠法令及びその内容

PD510条パラグラフ 2.4 にて、訴訟記録が電子記録として保管される裁判所及び手続について定められており、また、PD510条パラグラフ 14.1 において、民事部門で控訴をする場合、CE-File を利用できることが定められている。

-

²⁰² Crown Court Digital Case System ウェブサイト(https://crowncourtdcs.caselines.co.uk/Account/logon?IsS ecure=yes)

訴訟記録の閲覧については、PD510条パラグラフ 15 にて、当事者及び当事者の代理人は、裁判所で設置されている端末で電子記録として保管された訴訟記録を閲覧できることが定められているほか、PD510条パラグラフ 16 にて、当事者ではない者であっても指定の裁判所に設置されている端末を利用して、訴訟記録が一般に開示されているか等を調べることができることが定められている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(2) オンラインによる日程調整の可否

ア 現況

CE-File ではなく、通常の電子メール等を利用して、期日の日程調整を行うものと思われる。

イ 根拠法令及びその内容

CPR3.1条にて、裁判所の一般的な訴訟管理権限として、期日の日程調整等が定められ、また、CPR39.4条において、特定の訴訟手続については特に当事者と協議して日程を決定することが定められている。

CPR が適用される訴訟に関して、当事者は一般的に電子メールを利用して裁判所と連絡ができることは、PD5B 条に定められている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

(3) 期日情報へのアクセスの可否

ア 現況

HMCTS は一般に、期日情報を CE-File とは異なるウェブページ203で開示している。

²⁰³ https://www.gov.uk/government/collections/hmcts-hearing-lists#royal-courts-of-justice-and-

イ 根拠法令及びその内容

期日情報へのアクセスに関する根拠法は明確ではないが、期日に関する根拠法は CPR39 条である。特に 39.2 条で期日が公開の法廷で行われることが定められてい る。

ウ 今後の法制度整備の見通し

調査した範囲では、法制度の整備は予定されていない。

3 裁判の IT 化③ —— e 法廷等の整備状況

(1) 期日等におけるウェブ会議・IT ツール等の活用状況

ア現況

遠隔で期日を実施するため、ウェブ会議が利用されている。HMCTSではCloud Video Platform (CVP)というビデオ通話システムを開発し、主にこれを利用している。現在、HMCTSは司法及び裁判所・法廷の利用者のニーズを満たすために特別に設計されたビデオ・ヒアリング・サービスを開発しているとのことである。このビデオ・ヒアリング・サービスは、HMCTSによる改革プログラムの一環として、CVPやその他のビデオ会議システムに代わって導入される予定である。ビデオ・ヒアリング・サービスは現在、既に特定の裁判所で利用又は試験的に利用されている。CVP以外にもBT conference call、Skype for Business、裁判所のビデオリンク、BT Meet Me、Zoomなど、適切な場合には当事者が利用することができるあらゆる通信手段の利用が検討される。

COVID-19 以前にも既に様々な目的でウェブ会議システムが利用されていた。例えば、社会的弱者である参加者の負担を軽減するため自宅から期日に参加することも可能とされた。HMCTS の会議室には、COVID-19 以前から会議用のビデオが設置されており、既に CVP が使用されていたが、2020 年には COVID-19 に対応するための緊急措置としても展開された。英国政府は、2020 年 6 月 30 日公表のガイダンスの中で、対面式の紛争解決のための調停等を行うにあたり、Zoom、Webex、Microsoft Teams、Blue jeans などのオンライン会議システムの利用を推奨し、The Chartered

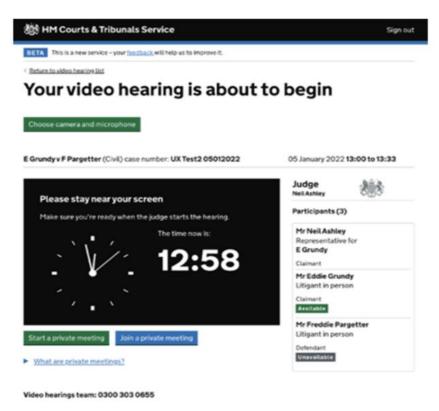
rolls-building

Institute of Arbitrators (CIArb) 及び The Centre of Effective Dispute Resolution (CDER)では、パンデミック下での紛争解決のためオンラインでの交渉 や低コストでの仲裁や調停などのサービスを提供している。

なお、刑事手続においても、参加者が他の全ての参加者の様子を確認することができる(ライブ)オーディオリンク又は(ライブ)ビデオリンクという IT システムが利用されている。

以下の画像はウェブ会議を用いた期日の状況のイメージである204。

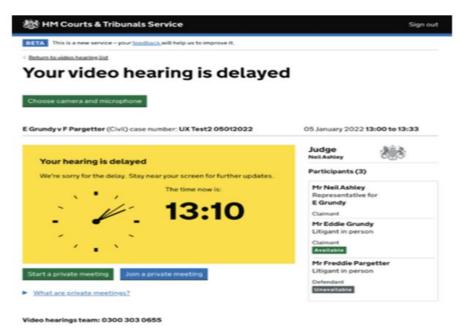
① 期日開始時刻2分前の待受け画面



127

 $^{^{204}}$ HM Courts & Tribunals E-Filing Service ウェブサイト(<a href="https://www.gov.uk/government/publications/how-to-take-part-in-a-hearing-using-the-video-hearings-service/take-part-in-a-hearing-using-the-video-hearings-service#join-and-take-part-in-the-hearing)

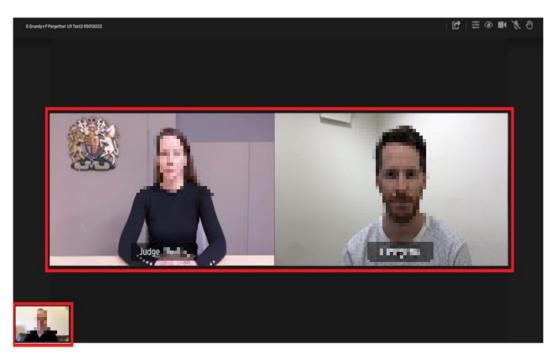
② 期日開始予定時刻から10分以上遅延している場合、画面が黄色に変わり、遅延していることを伝えるメッセージが表示されている画面



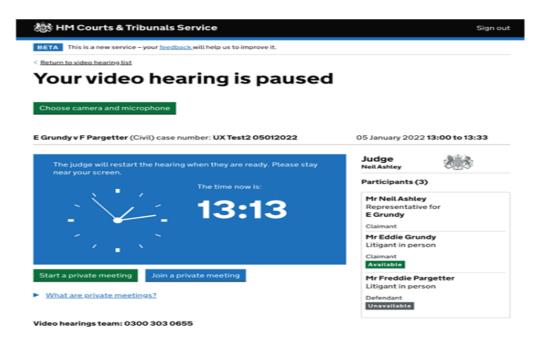
③ 裁判官の準備が整い、期日開始のカウントダウンがされている画面



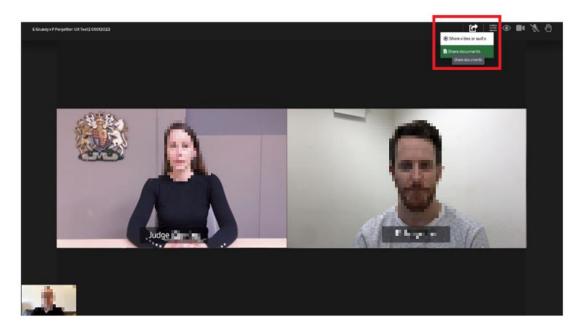
④ 期日が開始して、訴訟当事者が映し出されている画面



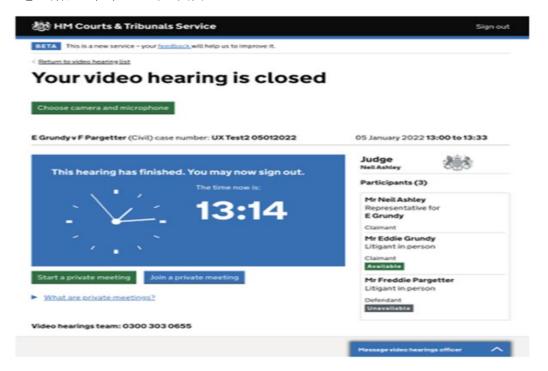
⑤ 期日が一時中断した場合の待受け画面



⑥ 裁判官の許可に基づき、映像等の証拠を提出するための操作画面



⑦ 期日が終了した時の画面



イ 根拠法令及びその内容

The Coronavirus Act (CA 2020)、特に 53 条乃至 57 条は、裁判所及び法廷でのビデオやオーディオの使用に関する規定である。また、55 条は、ビデオやオーディオでの期日の公開について定めている。

ウ 今後の法制度整備の見通し

前述のとおり本調査基準日現在、HMCTS は司法及び裁判所・法廷の利用者のニーズを満たすために特別に設計されたビデオ・ヒアリング・サービスを開発しており、開発されれば HMCTS による改革プログラムの一環として、CVP やその他のビデオ会議システムに代わって導入される予定である。

4 イギリスにおける裁判の IT 化導入の経緯及び他国からの影響

(1) 裁判の IT 化導入の経緯

2014年にHMCTS 主導の裁判所改革プログラム(Court reform programme)が開始され、2015年2月、Richard Susskind 教授が議長を務める ODR 諮問グループ(ODR Advisory Group)が、民事司法評議会(Civil Justice Council)に報告書「定額民事請求のためのオンラインでの紛争解決」を提出し、HMCTSが「HM Online Court」と呼ばれる定額民事請求のためのオンライン裁判所を設立することを推奨した。その翌年、Briggs 判事は、2016年7月の民事裁判所構造見直しの最終報告書(Civil Courts Structure Review)の中で、新たなオンライン裁判所の導入を提案し、弁護士による支援を最小限に抑えて利用できるような裁判を目指し、一般に分かり易いルールを備えるとした。管轄内の事案を解決するための義務的な裁判所とされることが目的とされており、使用開始当初は25,000ポンド以下のシンプルな金銭請求を扱うことを想定されていた。2016年9月、共同声明「Transforming Our Justice System」において、大法官(Lord Chancellor)、首席判事(Lord Chief Justice)、及び首席裁判所長(Senior President of Tribunals)は、HMCTSの将来の展望を次のとおり共有した。

- 「司法制度を近代化し、機能を向上し、裁判官や法律の専門家から、証人、訴訟当事者、犯罪の被害者など、全ての者にとっての効率化を実現すること (Pg. 3)。」
- 「総合的な目標は明確である―公正かつ均整のとれた誰もが利用できる裁判所

と法廷の制度、つまり世界をリードし刺激を与え続ける制度の構築だ(Pg. 4)。」

2018年には、利用者によりよいサービスを提供することを目的として、裁判所及び 審判所へ求められる異なる役割へ司法府が対応することを可能とするため「2018 裁 判所及び審判所(司法府及び裁判所職員の役割等)法(Courts and Tribunals (Judiciary and Functions of Staff) Act)」が成立した。

2019年1月、司法委員会は、HMCTS 改革のための調査を開始した。同委員会は、司 法へのアクセスに関するプログラムが与えている効果や潜在的な効果及び改革の 進捗管理に関心を示していた。

2019年5月、英国政府は「Court and Tribunals (Online Procedure) Bill」を提出した。この法案は、イングランド及びウェールズの民事・家庭裁判所、上訴裁判所、雇用審判所、及び雇用控訴審判所において、一般市民がオンライン技術を活用し、紛争解決をすることを可能とし、また、オンライン手続規則 (Online Procedure Rules: OPR) を監督・導入するオンライン手続規則委員会 (Online Procedure Rule Committee) を設置するものであった。もっとも当該法案は、2019年10月に議会が閉会する前に必要とされる全ての手続を完了することができなかった。

2020年7月、英国政府は、技術的改善の加速及び法廷の近代化を目的とし、総額1億5300万ポンドの裁判所制度全体への大規模投資を行うと発表した。

2020年9月、英国政府は、全ての刑事裁判所の処理容量を拡大し、パンデミックがもたらす課題に対応することを目的として、8000万ポンドの投資を行うことと、技術的改善の加速及び法廷の近代化を目的とし、裁判所制度全体に対して、1億4200万ポンドの大規模投資を行うことを発表した。

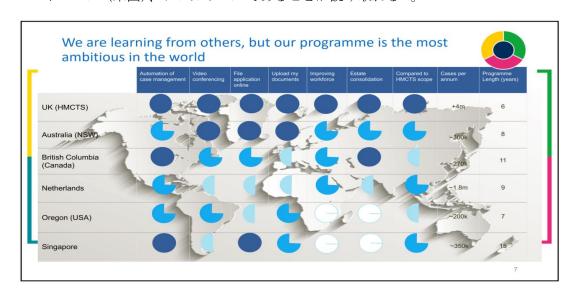
2020年11月、HMTCSは「民事・家庭裁判所及び法廷復旧計画(Civil, Family & Tribunal Recovery Plan)」を発表した。この計画は、COVID-19のパンデミックの間、民事・家庭裁判所及び法廷においてどのように業務を維持するかを概説している。裁判の IT 化との関係では、裁判所職員のサポートや利用者へのガイダンスをより提供していくことにより、引き続きリモートで期日を開催していくこと等が記載されている。

2021年7月、英国政府は、「Judicial Review and Courts Bill 2020-21」を議会に提出した。当該法案は、新たな"オンライン手続規則 (0PR)"を制定する権限や、

そのための"オンライン手続規則委員会(OPRC)"の設置に関連して、裁判所制度 全体の手続面の改善を行うものである。

(2) 他国からの影響

HMCTS チーフェグゼクティブ Susan Acland-Hood 氏によるプレゼン資料 「Modernising the Courts and Tribunals Service: Future of Justice Conference」 4 頁の以下の図からは、裁判所制度の近代化において英国が参考にしている諸外国は、オーストラリア、ブリティッシュコロンビア (カナダ)、オランダ、オレゴン (米国)、シンガポールであることが読み取れる 205 。



5 イギリスにおける裁判の IT 化と統計システムの連携状況

(1) 現状

_

一般的に英国の統計資料を作成・公表する国家統計局(The Office for National Statistics)は、内務省や法務省と連携しているものの、法務省でも国家統計を作成する地位も認められているため、独自の統計を発表している。したがって、IT化された訴訟記録を統計システムに連携されるというような事情はなく、そのような動きも特段見当たらない。

[&]quot;Modernising the Courts and Tribunals Service," 14th May 2018, HMCTS Chief Executive, Susan Acland-Hood (hood.pdf)

(2) 今後の見通し

調査した範囲では、今後の見通しに関して特筆すべき情報は見当たらなかった。

6 日本との比較

イギリスでは、2014年10月より一部の裁判所にて訴訟の電子記録の使用が開始さ れるなど、早くから裁判の IT 化に取り組み始めており、2016 年には HMCTS によっ て 10 億ポンド規模の大規模な裁判手続の近代化プロジェクトが開始され、繰り返 し投資額を増額しながら、今もなおこのプロジェクトは進行し、更なる近代化を図 ろうとしている。本プロジェクト及び一連の近代化の主たる目的は、司法制度を近 代化し、機能を向上し、全ての者に効率化を実現し、公正かつ均整のとれた誰もが 利用しやすい裁判所制度を設けることであり、これを実現するために専門家の配置 の効率化やコスト削減を IT 化及び近代化をもって図ろうとしている。

現時点では、民事訴訟の IT 化の実績が徐々に累積されてきており、これから刑事 訴訟の裁判についても進められていく方針で動いている模様である。かかる制度の 改正は、現在進行中のものもあるほか、全ての裁判所に対して一括して行われてい るわけではなく、前述のとおり、期限が限定され試験的に(Pilot Scheme)として 実施されている。もっとも、これまで複数回、期限が延長されてきており、現在イ ギリスで行われている電子化や制度の改正は、制度として定着していくことが予想 される。

日本では、弁論準備手続や書面による準備手続等をオンラインで実施することがで きるものの、それ以外の訴訟手続については、IT 化が導入されている範囲が限定さ れ、訴訟手続をオンラインで実施するためのプラットフォームも、支払督促手続に 関する「督促手続オンラインシステム」を除き、整備が進んでいない。これに対し、 イギリスでは、主張・証拠のオンライン提出や、訴訟記録のオンライン管理、オン ラインによる期日の実施等、日本で未だ検討段階にある制度を、全面的にではない にせよ、既に IT 化し、実際にテスト・使用しており、総じて裁判手続の IT 化が日 本よりも進んでいるものと評価することができる。一部学者も指摘するとおり、イ ギリスを含めて既に IT 化が進んでいる諸外国を研究し、各国の良い部分を取り入 れながら、日本の裁判手続においても適正な IT 化を図ることが重要と思われる²⁰⁶。

²⁰⁶ 日本大学法学部教授 杉本 純子「民事訴訟手続等の IT 化-諸外国の現状と日本の課題-」(<u>https://</u> digitalforensic.jp/wp-content/uploads/2021/02/28ddca22969071005b56f67d6a0ff9c2.pdf)

